

2018年11月28日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里二丁目25番1-702号
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役 佐藤 公平
兼 代表執行役

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年12月20日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）

2. 場 所 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社ダイナム本部ビル

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 関連当事者取引：原競争禁止証書の修正の件

第2号議案 重要取引かつ継続的関連当事者取引：協力枠組契約書と
協力枠組契約に基づく取引の年間上限金額の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 株主様ご本人が株主総会に出席される場合

- ・会場受付にて株主様ご本人であることの確認をさせていただきます。株主様ご本人であることの確認は、事前に登録された株主様ご本人の署名を照合させていただく方法で行いますが、念のため、パスポートまたは運転免許証その他の本人確認ができる書面もご持参ください。

(2) 株主様ご本人が出席されずに、代理人様が出席される場合

- ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載をされるとともに、株主様ご

本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。

- ・ 代理人様は、株主総会当日「委任状」を会場受付にご持参ください。
- ・ 会場受付にて出席される代理人様ご本人であることの確認をさせていただきます。パスポートまたは運転免許証その他の「委任状」用紙に記載された代理人様ご本人であることの確認ができる書面をご持参ください。

(3) 株主様ご本人が出席されずに、株主総会の議長を代理人として選任される場合

- ・ 当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載（代理人の住所または主たる事務所および氏名または名称の欄は記入しないでください。）をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
- ・ 代理人の住所または主たる事務所および氏名または名称を除く所定の記載がされ、株主様ご本人が署名された「委任状」を、株主総会開催の日時までには同開催場所に到達するよう郵送いただくか、または株主総会開催の48時間前までに当社の株主名簿を管理するComputershare Hong Kong Investors Services Limited（所在地：17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）に提出してください。

5. その他の注意事項

- (1) この招集通知に記載された株主総会の決議事項のすべては投票による決議に付されます。
- (2) 2018年11月20日における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、株主総会において権利を行使することができる株主とします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。
- (4) 香港の中央清算決済システム（CCASS）に預託され、香港中央結算有限公司（HKSCC）の子会社であるHKSCC Nominees Limited名義で登録された当社株式に関する受益者（CCASS受益者）は、日本法のもとで当社株主とは認識されません。CCASS受益者の権利は、HKSCC Nominees Limitedと CCASS受益者との間の取り決めおよびCCASSの一般的な運営規則にしたがって行使されます。

以 上

目 次

臨時株主総会招集ご通知	1
定義	4
取締役会意見書	8
独立取締役委員会意見書	22
独立財務アドバイザー意見書	23
附属書類Ⅰ 当社グループの財務情報	I-1
附属書類Ⅱ 一般情報	II-1
附属書類Ⅲ 臨時株主総会会場ご案内図	III-1

定 義

本招集通知において、文脈上別異の解釈を要する場合を除き、以下のとおり用語を定義する。

「公表文」	補足証書および協力枠組契約に関する 2018 年 9 月 26 日付けの当社の公表文を意味します。
「関連者」	上場規則で定義する意味を有します。
「追加誓約者」	SAC および SAIL を意味します。
「航空機リース事業」	(a)航空機の取得、(b)航空機のリース（オペレーティングリースおよびファイナンスリース（セール&リースバック取引における資金手当上の取決めを含む）を含む）、ならびに、(c)航空機の処分事業を意味します。
「原証書（修正後）」	補足証書によって修正された原証書を意味します。
「当社定款」	随時改正される、当社の定款を意味します。
「本資産」	航空機リース事業に係る(a)航空機、(b)航空機を保有する事業体の株式/持分、および、(c)航空機リース事業を行う事業体の持分を意味し、文脈次第では、本資産の一部も意味します。
「入札通知書」	SAC 航空機リースメンバーまたは当社が相互に共同入札機会に関して提供する通知書を意味します。
「取締役会」	当社の取締役会を意味します。
「営業日」	香港および日本の銀行が通常の銀行業のために通例営業をしている日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます）を意味します。
「当社」	日本法に基づき設立され、有限責任の株式会社ダイナムジャパンホールディングスを意味します。その株式は香港証券取引所メインボードに上場している。
「関連当事者」	上場規則に定義する意味を有します。
「支配株主」	上場規則に基づき定義されている意味を有します。
「協力枠組契約」	航空機リース事業に関する SAC 航空機リースメンバーと当社グループ間での将来の協力について SAC 航空機リースメンバーおよび当社間で 2018 年 9 月 26 日に締結された契約（2018 年 11 月 21 日付けの補足合意書によって修正された）を意味します。
「誓約者」	原証書（修正後）による拘束を受けるすべての誓約者を意味し、当初誓約者と追加誓約者を含みます。
「取締役」	その時々当社の取締役を意味します。

「処分メンバー」	本資産の処分を計画するSAC航空機リースメンバーを意味します。
「臨時株主総会」	当社の臨時株主総会を意味します。
「香港証券取引所」	香港証券取引所を意味します。
「当社グループ」	当社およびその時々の子会社を意味します。「当社グループ会社」はそれを前提に解釈されるものとします。
「香港」	中国の香港特別行政区を意味します。
「独立取締役委員会」	上場規則で定める意味を有します。
「独立取締役」	当社の独立非業務執行取締役を意味します。
「独立財務アドバイザー」	オクタル・キャピタル・リミテッドを意味します。香港証券先物条例に基づく第6種（コーポレートファイナンス助言）規制業務を行う免許を有する法人で、補足証書および協力枠組契約の内容について独立取締役委員会および独立株主に助言をする独立財務アドバイザーです。
「独立株主」	上場規則で定める意味を有します。
「共同入札の相手方」	共同入札機会に基づく入札を要請する者を意味します。
「共同入札 LOI」	共同入札機会に基づくレターオブインテントを意味します。
「共同入札 LOI 通知書」	共同入札機会に基づく共同入札 LOI と一緒に共同入札チームが当社に提供する通知書を意味します。
「共同入札機会」	共同入札のため複数当事者の入札が認められている本資産取得またはリースの入札を意味します。
「共同入札チーム」	共同入札機会に基づき SAC 航空機リースメンバーと当社（及び/又は当社子会社を通じて）が組成するチームを意味します。
「円」	日本の法定通貨の日本円を意味します。
「最終確認日」	本招集通知中の印刷前に本招集通知中の一定の情報確認をすることができる最終日である 2018 年 11 月 23 日を意味します。
「上場」	香港証券取引所への当社株式の上場を意味します。
「上場規則」	香港証券取引所の証券上場適用規則を意味します。その後の変更を含む）
「佐藤洋治氏」	当社の取締役の一人、SAC の取締役かつ過半数株主でもあり、さらに、誓約者の一人でもある佐藤洋治氏を意味します。

「オクトル・キャピタル」	独立財務アドバイザーのオクトル・キャピタル・リミテッドを意味します。
「当初誓約者」	佐藤洋治氏、リッチオおよび佐藤一族を意味します。
「原証書」	当初誓約者と当社との間で、当社株式の IPO を見すえて 2012 年 7 月 18 日に締結された競業禁止証書を意味します。
「中国」	中華人民共和国を意味します。
「私的取引の相手」	私的取引機会における航空会社、航空機リース会社、航空機メーカーその他の者で SAC 航空機リースメンバーが取引を行う相手を意味します。
「私的取引情報」	私的取引機会における航空機の仕様、航空機の整備状況、リース契約の概要および交渉中のあらゆる商取引条件等の情報。
「私的取引通知書」	私的取引機会において私的取引 LOI と一緒に SAC 航空機リースメンバーが当社に提供する通知書を意味する。
「私的取引機会」	本資産の取得またはリースについて一の当事者が参加可能、または、一の当事者になされたオファーを意味します。
「修正案」	2018 年 9 月 26 日付けの補足証書で規定した原証書の修正案を意味します。
「リッチオ」	日本に有限責任で設立された株式会社リッチオを意味します。SAC の子会社を意味します。
「先買権通知書」	本資産の処分について処分メンバーが当社に提供する通知書を意味します。
「先買権回答通知書」	当社が処分メンバーに提供する先買権通知書に対する回答書を意味します。
「禁止事業」	原証書で定める禁止事業を意味する。原証書にしたがい、当初誓約者は、原証書の期間中、当社グループ会社が行い、または、行うことを計画している事業と直接または間接に競業関係に立つか競業関係に立つ可能性のある活動または事業の実行、参加、権益保有もしくは従事または取得もしくは保有をしないこと等の確約を行いました。
「SAC」	香港法に基づき 2015 年に設立され、佐藤洋治氏が完全所有する会社である Sato Aviation Capital Limited を意味します。SAC は当社の支配株主です。
「SAC 航空機リースメンバー」	文脈に応じて、SAC および/または SAIL を意味します。

「SAIL」	アイルランド共和国法に基づき有限責任で設立された会社である Sato Aviation Ireland Limited を意味します。SAC の子会社です。
「佐藤一族」	佐藤恵子氏（佐藤洋治氏の妻）、西脇八重子氏（佐藤洋治氏の姉）および同氏の関連者、佐藤政洋氏（佐藤洋治氏の弟）、佐藤茂洋氏（佐藤洋治氏の弟）および佐藤公平氏（佐藤洋治氏の弟）の各々。佐藤一族は、当社株式の 30%以上を取得又は統合するために佐藤洋治氏、SAC およびリッチオと協同して行為する者です。
「香港証券先物条例」	香港の証券先物条例を意味します。（香港条例第 571 章）（その後の修正、補足等を含みます）
「当社株式」	当社の株式を意味します。
「当社株主」	当社株式の保有者を意味します。
「子会社」	上場規則で定義されている意味を有します。
「主要株主」	上場規則で定義する意味を有します。
「補足公表文」	協力枠組契約書に関する当社の 2018 年 11 月 21 日付け補足公表文を意味します。
「補足証書」	当初誓約者、追加誓約者および当社間で 2018 年 9 月 26 日付けで締結された原証書の補足証書を意味します。
「第三者買主」	当社グループおよび SAC 航空機リースメンバーから独立した買主を意味します。
「総投資資本」	協力枠組契約に基づき当社グループが行う航空機リース事業に関して、ある時点で、当社グループが本資産の取得のために使用した総資本（資金調達先にかかわらず）から当社グループが本資産の処分につき実現した総収入を控除したものを意味します。
「確約内容」	原証書（修正後）にしたがって誓約者が会社にするすべての確約の内容を意味します。
「%」	パーセントを意味します。

実例を示すために付言すると、異なる趣旨の記述がない限り、本招集通知中の日本円から香港ドルへの換算は、1 円 0.069 香港ドルの換算レートに基づいています。ただし、これは、かかる換算レートその他のレートで換算できたこと、できたかもしれないこと、または、換算できることの表明と受け取ってははいけません。

取締役会意見書



株式会社ダイナムジャパンホールディングス
(有限責任で日本に設立された)
(Stock code: 06889)

取締役兼執行役

佐藤 公平氏(議長兼代表執行役)

登録事務所兼本社

〒116-0013
東京都荒川区西日暮里2-25-1-702

非業務執行取締役

佐藤 洋治氏

藤本 達司氏

牛島 憲明氏

香港の主たる事業所

香港

アドミラルティ

クィーンズウェイ95

ユナイテッドセンター32階A1区

独立非業務執行取締役

高野 一郎氏

加藤 光利氏

トーマス・チュン・キー・イップ(Thomas Chun Kee YIP)
氏

村山 啓氏

神田 聖人氏

2018年11月28日

株主の皆様へ

- (1) 関連当事者取引: 原競争禁止証書の修正案
- (2) 重要取引かつ継続的関連当事者取引: 協力枠組契約書
- (3) 2018年臨時株主総会のお知らせ

1. はじめに

補足証書および協力枠組契約に関する2018年9月26日付けの公表文および2018年11月21日付けの補足公表文について申し上げます。本招集通知は、(i) 補足証書と補足証書で企図する修正案ならびに協力枠組契約と協力枠組契約で計画する取引の年間上限金額案の内容の詳細、(ii) 補足証書と協力枠組契約について独立取締役委員会の推奨内容を記載した独立株主の皆様宛の意見書、(iii) 補足証書と協力枠組契約について独立財務アドバイザーの助言内容を記載した独立取締役委員会および独立株主の皆様宛の意見書、(iv) 臨時株主総会のお知らせをご提供することを主な目的としております。

2. 修正案および補足証書

(1) 背景

原証書によると、各当初誓約者、すなわち、リッチオ、佐藤洋治氏および佐藤一族の各氏は、(i)原証書の有効期間中、禁止事業と直接または間接に競業関係に立ちまたは競業関係に立つ可能性のある活動や事業の遂行、参加、権益保有、従事、取得または保有を行わないこと、(ii)禁止事業と競業関係に立つ機会の提供を受けた/認識した場合には、実務上可能な限り速やかに、かかる機会について書面で当社に通知すること等を当社（自社および自社の子会社を代理して）に対して確約しています。さらに、当初誓約者は、(i)に記載する確約内容が有効である限り、当社がかかる機会を追求する決定をしたかどうかに関わらず、かかる機会に着手することを許されません。

上場以来、当社グループは日本でパチンコホール事業を主に行っております。SACは子会社のSAILを通じて、航空機リース事業を行っております。当社は、航空機リース事業には高い成長の可能性があると考えており、航空機リース事業を行う計画です。SAC航空機リースメンバーがすでに航空機リース事業の相当なノウハウとビジネス上のコネクションを蓄積していることから、当社は、SAC航空機リースメンバーの支援、紹介と協力をえながら航空機リース事業に参入しようと考えております。

そこで、当社がSAC航空機リースメンバーから航空機リース事業立ち上げの支援と協力を受けることができるようにするためには、原証書は修正されなければなりません。

(2) 修正案

補足証書にしたがい、SACとSAILは、原証書（修正後）の追加誓約者となり、原証書（修正後）に拘束される義務を負います。

補足証書にしたがい、原証書に基づく確約内容の例外の範囲が拡大し、以下の2点が新たな例外に含まれます。

- (a) SAC 航空機リースメンバーとそれぞれの関連者（当社グループ会社以外）が協力枠組契約にしたがって遂行する活動または事業、または、
- (b) SAC 航空機リースメンバーとそれぞれの関連者（当社グループ会社以外）による、(i)航空機リース事業を実施またはそれに従事する会社、(ii)航空機、および、(iii)航空機リースの取得、保有および処分。

(3) 補足証書の諸条件

補足証書は以下を条件として効力を生じます。

- (a) 当社が補足証書および協力枠組契約につき独立株主の承認を取得すること、
- (b) 協力枠組契約がそれぞれの当事者によって適切に締結されたこと、ならびに
- (c) 補足証書および協力枠組契約に関して、当社定款と上場規則に基づく義務がすべて完全に順守されたこと。

3. 協力枠組契約

(1) 範囲

協力枠組契約に基づき、SAC 航空機リースメンバーが当社グループに私的取引機会を紹介すること、SAC 航空機リースメンバーと当社（および/または子会社を通じて）が航空機リース事業の共同入札機会に協力することが想定されています。ただし、以下の仕組みが厳格に順守されることが条件となります。

(A) 私的取引機会

- I. SAC 航空機リースメンバーが、航空会社、航空機リース会社、航空機メーカーまたはその他の者（以下「**私的取引の相手**」といいます）から本資産を取得またはリースする私的取引機会の提供を受けまたはかかる機会を認識し、それに取り組んでいきたい場合には、必要に応じて、私的取引の相手と秘密保持契約を締結する努力義務を有するものとし、また、私的取引の相手に、(i)当社（および/または当社の子会社）が代わりにまたは追加的に購入者、レッサーまたは売主になる可能性があること、(ii)航空機の仕様、航空機の整備状況、リース契約の概要（もしあれば）および交渉中のあらゆる商取引条件等の本資産に関する情報（以下あわせて「**私的取引情報**」といいます）を当社（および/または当社の子会社）に開示することを通知しなければなりません。
- II. 私的取引の相手が上述の第 I 項の(i)および(ii)に定める事項のいずれかに同意しない場合、かかる SAC 航空機リースメンバーはただちに当社に通知しなければなりません。当社は、SAC 航空機リースメンバーからかかる通知を受領後 5 営業日以内に当該 SAC 航空機リースメンバーと私的取引の相手の拒絶理由について相談して、かかる理由やその時の状況を考慮して、(a) 当該 SAC 航空機リースメンバーがもはやその私的取引機会を追求することができない旨、または、(b) 当該 SAC 航空機リースメンバーが、第 I 項の(i)および(ii)を充足しなくとも、当該私的取引機会を追求することができる旨を、当該 SAC 航空機リースメンバーに対して通知しなければなりません。
- III. 上述の第 II 項の順守を前提として、当該 SAC 航空機リースメンバーは、当該私的取引機会に関して私的取引の相手との交渉を進めるものとし、また、第 II 項(b)の場合をのぞき、私的取引情報を当社（および/または当社の子会社）にリリースしなければなりません。私的取引機会に関する主な条件（関係当事者が締結するレターオブインテント（以下「**私的取引 LOI**」といいます）に組み込まれます）が確定したら、第 II 項(b)の場合をのぞき、当該 SAC 航空機リースメンバーは当社に対して確定した私的取引 LOI の写しと一緒に通知書を提供して、当社が私的取引 LOI 記載の諸条件に基づいて本資産の購入またはリースをするかどうかの確認を求めなければなりません（以下「**私的取引通知書**」といいます）。
- IV. 当社は、実務上可能な限り速やかに、かつ、遅くとも私的取引通知書を受領後 3 営業日以内に、当該私的取引メンバーに対して、当社の決定を確認する通知書を提供しなければなりません。本資産を購入またはリースすることを当社が確認した場合、私的取引 LOI を締結するのは当社になり、本資産が複数の品目からなる場合には、取得またはリースを望む品目の選択について当社は優先権を持つものとし、私的取引 LOI は当社と SAC 航空機リースメンバー（該当する場合）が私的取引の相手と締結しなければなりません。当社が本資産の購入またはリースをしない旨を確認した場合、当該 SAC 航空機リースメンバーは私的取引 LOI を締結して私的取引 LOI に定める条件と実質的に同条件（本資産の価格を含む）で取引を進める権利を有するものとし、ます。
- V. 第 II 項および第 IV 項に定める私的取引機会に関する当社の決定は、独立取締役が行わなければならない、私的取引機会のクロージングは、上場規則その他の適用法

(必要に応じ) 下の適用規制、開示および/または承認手続を順守することが条件になるものとします。

(B) 共同入札機会

- I. SAC 航空機リースメンバーまたは当社（および/または当社子会社を通じて）が共同入札の機会を特定した場合、実務上可能な限り速やかに、当該入札に関して入札の要請者（以下「**共同入札の相手方**」）が提供した関連情報を記述した通知書（以下「**入札通知書**」といいます）を他方当事者に提供しなければなりません。
- II. 当社は、第一にかかる入札の機会に参加するかどうか、第二にかかる入札に SAC と共同して入札するかどうかの決定権を有します。当社は、かかる決定について、入札通知書の日から 3 営業日以内に、SAC 航空機リースメンバーに迅速に伝えなければなりません。
- III. 当社が SAC 航空機リースメンバーと共同して入札に参加することを確認した場合、当事者は、当社の確認後 3 営業日以内に、相互の協力の内容を誠実に協議してから共同入札を行います。当事者は、共同入札についてチームをつくらなければなりません（以下「**共同入札チーム**」といいます）。
- IV. 当事者が別途合意しない限り、相互協力の主な内容は以下のとおりになるものとします。
 - (a) 共同入札チームが共同で入札する航空機の総数と種類
 - (b) 共同入札が成功したら共同入札チームのそれぞれが入札を約束する航空機の数と種類
 - (c) 当社（および/または当社子会社を通じて）は、入札できる航空機の総数と種類の中から取得またはリースを希望する航空機の数と種類について最初に選択をすることができます
 - (d) 共同入札には、航空機の共有も、当該入札にかかる合併事業体の設立も、当該共同入札下の航空機の取得、リースまたは処分に関する債務の負担（双方のそれぞれが取得またはリースを約束する航空機を除く）も伴いません
- V. 当社（および/または当社子会社を通じて）および SAC 航空機リースメンバーは、共同して共同入札機会に関する以下の活動（場合による）に参加しなければなりません。
 - (a) 入札に関する案内を取得する
 - (b) 秘密保持契約の締結（必要な場合）
 - (c) 本資産の情報を入手する
 - (d) 本資産ならびにかかる投資のリスクとリターンの分析および評価の実施
- VI. 理由を問わず、共同入札チームが落札した航空機の数と種類が共同入札チームが当初入札取得を意図した航空機の数と種類に不足する場合、共同入札チームが落札した航空機の数と種類は、当社（または当社子会社）が当初取得またはリースを約束した航空機の数と種類をできるだけ取得またはリースすることができるように、共同入札チームのそれぞれに割当てられるものとします。
- VII. 共同入札チームの各メンバーは、落札に至った共同入札において取得を約束した航空機の取得に関して必要になる資金手当てを別々に行わなければなりません。かか

る資金手当ては、共同入札チームの他のメンバーまたはその関連者からの財務上の支援をいかなる意味でも求めるものであってはならないものとします。

- VIII. 共同入札チームの各メンバーは、他の共同入札チームメンバーに対して、落札に至った共同入札に基づき取得またはリースを約束した航空機の数・種類の取得、リースまたは処分を完了させるために最善を尽くす約束をするとともに、かかる航空機の取得、リースまたは処分の完了遅延から生ずるあらゆる損失、請求および損害賠償から他の共同入札チームメンバーを完全に補償しなければなりません。
- IX. 共同入札機会に関するすべての主要な条件（関係当事者が締結するレターオブインテント（以下「**共同入札 LOI**」といいます）に組み込まれます）が確定したら、共同入札チームは、確定した共同入札 LOI の写しと一緒に、当社に対して書面で通知をしなければなりません（以下「**共同入札 LOI 通知書**」といいます）。当社は、実務上可能な限り速やかに、かつ、遅くとも共同入札通知書を受領後 3 営業日以内に、当社が共同入札 LOI を締結するかどうかの当社の決定を書面で共同入札チームに通知しなければなりません。
- X. 第 IX 項に定める共同入札 LOI の締結に関する当社の決定は、独立取締役が行わなければなりません。共同入札による本資産の取得、リースまたは処分のクロージングは、上場規則その他の適用法（必要に応じ）下の適用規制、開示および/または承認手続を順守することが条件にならなければなりません。
- XI. 当社（および/または当社子会社を通じて）が SAC 航空機リースメンバーとの間で共同入札に関する相互の協力内容について合意できない場合、または、何らかの理由で、当社（および/または当社子会社を通じて）が共同入札の不参加または共同入札を進めない決定をした場合、または、当社が共同入札 LOI を締結しない決定をした場合、当社および SAC 航空機リースメンバーのそれぞれは、単独または他の第三者と一緒にかかる入札に取り組む権利を有するものとします。各当事者は、かかる入札結果とそれに基づく航空機の取得またはリースについて他方当事者に伝えなければならないものとします。

(C) 先買権

- I. SAC 航空機リースメンバー（以下「**処分メンバー**」といいます）が本資産（以下「**売却用資産**」といいます）の処分を計画し、第三者買主（以下「**第三者買主**」といいます）からオファーを受領した場合、実務上可能な限り速やかに、かつ、第三者買主とかかる処分についてのレターオブインテントを締結するより前に、(a)売却用資産の詳細、(b)売却用資産の第三者買主提案価格、(c)その他の重要な契約条件を記載した通知書を当社に対して提供しなければなりません（以下「**先買権通知書**」といいます）。
- II. 当社は、先買権通知書を受領後 5 営業日以内に、先買権通知書に定める価格その他の諸条件にしたがった売却用資産の取得に同意するか辞退するかを確認する通知書を処分メンバーに提供しなければなりません（以下「**先買権回答通知書**」といいます）。当社による先買権の決定は、独立取締役がおこなわなければならない、かつ、売却用資産の取得のクロージングは、上場規則下の適用規制、開示および/または承認手続ならびにその他の適用法（必要に応じ）を順守することが条件にならなければなりません。

- III. 当社が、前述の 5 営業日の期間内に、先買権通知書に定める価格その他の諸条件にしたがった売却用資産の取得に同意することを確認する先買権回答通知書を処分メンバーに提供した場合、その売却用資産の取得のクロージングは先買権回答通知書を送達した日より実務上可能な限り速やかに行われなければなりません。ただし、処分メンバーと当社との間で別異の定めをした場合は例外になります。当社による先買権の行使は、上場規則その他の適用規制、開示および/または承認手続（必要に応じ）を順守することが前提になります。
- IV. 当社が、前述の 5 営業日の期間内に、先買権通知書に定める価格その他の諸条件にしたがった売却用資産の取得を辞退することを確認する先買権回答通知書を処分メンバーに提供した場合、または、当社が前述の 5 営業日の期間内に、処分メンバーに先買権回答通知書を提供しなかった場合（それにより当社は辞退したとみなされるものとします）、処分メンバーは、先買権通知書に記載する条件と実質的に同じ条件（売却可能資産の価格を含む）で第三者買主に売却可能資産を処分する権利を有するものとします。

(D) 確約

SAC 航空機リースメンバーは、協力枠組契約にしたがわない本資産の取得やリース機会の追求も、本資産の取得やリースも行わないことを、当社および当社の子会社に対して連帯して確約します。

(2) その他の主な契約内容

- (a) 条件: 協力枠組契約は、以下を条件として効力を生ずるものとします。
- (a) 当社が補足証書および協力枠組契約につき独立株主の承認を得たこと。
- (b) 補足証書および協力枠組契約に関して、当社定款と上場規則に基づく義務がすべて完全に順守されたこと。
- (b) 契約期間: 2019年1月1日を始期とする3年間。ただし、その時までには上述の条件が全て充足されたことを条件とします。
- (c) 総投資資本: 90,000,000,000円（約6,210,000,000香港ドル相当）以下
- (d) 年間上限金額:

2019年1月1日を始期とし2021年12月31日を終期とする3年間の協力枠組契約に基づく取引についての年間上限金額案は以下のとおりです。

（単位：百万円）

取引期間	2019年12月31日までの1年	2020年12月31日までの1年	2021年12月31日までの1年
年間上限金額案	30,000	30,000	30,000
	(約2,070,000,000香港ドル相当額)		

(3) 年間上限金額の決定根拠および年間上限金額にかかる価格決定方針

年間上限金額を算出するにあたり当社が考慮したのは、航空機の購入にあたっての当社の投資基準です。すなわち、(i)航空機リース事業のマーケットで人気の高いモデルである A320、A321、B737-800、A320 NEO、A321 NEO、B737 MAX8 等の狭胴型機を主とし、場合により航空機リース事業において人気のあるモデルである B787-9、A350-900 等の広胴型機の購入を予定する、(ii)製造後約 5 年以内の航空機で残存リース期間が約 5 年ある場合に購入を検討する、(iii)信用力の高い Tier1 および/または Tier2 の航空会社との取引を予定する、です。

以上の基準に基づき、当社は、2019 年 1 月 1 日を始期とし 2021 年 12 月 31 日を終期とする当初の 3 年間に最大で 20 機、毎年 5 機から 7 機の主に狭胴型機の購入を計画しております。狭胴型航空機 1 機の購入金額は、機齢、航空会社の信用性、リース契約の条件等に応じて、40 億円（約 276,000,000 香港ドル相当）から 50 億円（約 345,000,000 香港ドル相当）の範囲で購入する予定です。

当初の 3 年間で 20 機の予測をしておりますが、毎年購入する航空機の数を増やしていきます。当社はまず、1)航空機リース事業を行う上での準備、運営その他の固定費、2)当社自前のフルセットのリースマネジメントチームを将来組成するための投資規模（これにより、当社は外部の業者に依存せずに独立して航空機リース事業を行うことができるだけでなく、関連サービスを SAC に提供できる）、および、3) 航空機リース事業の市場変動リスクを低下させるために航空機のポートフォリオを着実に増加させるための年間上限金額案を参照して決定されます。

航空機の価格及びリース契約の賃料が市場の需給や個々の航空機の状況に大きく影響を受けることから、協力枠組契約に基づく各取引は独立した当事者間で交渉の上決定されます。価格決定方針は 1)外部の評価会社が行う航空機の予想価格と関連費用を考慮に入れた予測リターンのシミュレーション、2)製造年、リース終了年、エアライン、地域、機種など当社グループが保有する航空機のポートフォリオを参照して決定されます。

上限金額案を算出するにあたって航空機の価格を 40 億（約 276,000,000 香港ドル相当額）から 50 億円（約 345,000,000 香港ドル相当額）としましたが、その決定にあたり、当社は、SAC 航空機リースメンバーが中古の航空機（当社が購入を予定する航空機と同種）の独立第三者売主より 2016 年と 2017 年に入手した 2 つの見積もりを参考にしました。そこに記載されている購入価格は全て 40 億円から 50 億円の価格範囲内に収まっています。よって、価格範囲を 40 億円から 50 億円としたことは、通常の商取引条件に基づいており、公正かつ合理的で、当社および当社株主全体の利益に適うと考えます。

当社グループが協力枠組契約に基づく取引に関して支払う金額は、当社グループの運転資本、商業銀行からの借入金および当社グループで確保できるその他の財源から賄われます。当社は今後 12 ヶ月間に新株発行によって資金調達を行う予定はありません。

当社が実施する年間上限金額に関するコンプライアンス措置の内容は、「内部統制およびリスク管理上の措置」の箇所に記載してあります。

4. 当事者の情報

当社に関する情報

当社は、子会社を通じて、日本でパチンコホールの運営事業を行っております。

SAC 航空機リースメンバーに関する情報

SAC は 2015 年に佐藤洋治氏が香港で設立しました。佐藤洋治氏は当社の取締役で、当社の支配株主でもあります。現在、SAC には航空機リース事業を行う子会社 SAIL があります。SAIL はアイルランド共和国法に基づき 2016 年に設立されました。

当社の財務情報の詳細につきましては、本招集通知の附属書類Ⅰをご覧ください。

5. 協力枠組契約

(1) 補足証書

2018 年にボーイング・コマーシャル・エアプレーンが発出したボーイングの現況市場見通しレポート（2018－2037）（以下「市場レポート」といいます）によれば、世界の航空輸送は今後 20 年に渡り毎年 4.7%の伸び率が予測されています。航空機リースの需要が毎年大きく発展しており、グローバル市場に潤沢な流動性資産が存在することに加え、国際観光客の数の増加傾向に鑑み、当社グループは航空機リース事業が隆盛しており今後 20 年間安定したペースで成長を続けると考えております。

2018 年 3 月期の当社のアニュアルレポートで明らかにされておりますように、パチンコホール業界は高貸玉店舗での客数減による引き続き厳しい経営環境に直面しております。他方、高貸玉店舗の営業収入が 2018 年 3 月期の営業収入総額の過半数を占めております。そこで、当社グループの長期にわたる成長を支援していくためには、パチンコ事業を継続していく一方で、新規事業に乗り出す必要があると考えております。さらに、既存のパチンコ事業からの安定した収入がある当社には新規事業を発掘して収入源を多様化する能力があると考えております。

SAC航空機リースメンバーは何年も航空機リース事業を行い相当な航空機リース事業のノウハウ、事業上のコネクションおよび営業実績を有しております。当社はSAC航空機リースメンバーの支援と助言を得ながら航空機リース事業に参入することができます。

当社は、SAC航空機リースメンバーの支援と協力を得ながら、アイルランドおよび香港で事業を立ち上げ、自国/地域の航空機リース事業振興のために両地域で採用する会計・税務上の制度を利用することを計画しております。航空機リース事業の世界のリーダー国であるアイルランドでは、低い法人税率を採用しております。さらに、2017年7月に採択された新たな航空機リース制度の導入により、香港の税制適格航空機リース事業者および税制適格航空機リース管理事業者は軽減税率を認められています。また、税制適格航空機リース事業者および税制適格航空機リース管理事業者が税制適格事業から得た利益は8.25%で課税されます。これは、香港の法人税率の半分です。

取締役（独立取締役を除きます）の見解では、原証書下の確約内容は、当初誓約者が禁止事業（当社グループが遂行を予定している事業を含みます）を追求することを無条件に制限している点で、不当な制限となっており、当初誓約者による紹介や当初誓約者と当社グループ間の協力が当社グループにとって利益となるような新たな領域に当社グループが事業を拡大する妨げとなっています。当社グループの利益がいかなる意味でも

阻害されないようにするため、かかる協力をえるにあたって当社グループに十分な保護が与えられなければなりません。

SAC 航空機リースメンバーは既に航空機リース事業を行っており航空機リース事業の相当なノウハウと事業上のコネクションを蓄積しており、SAC 航空機リースメンバーは、私的取引機会での紹介や共同入札機会における協力の形で当社グループに航空機リース事業に関わる事業機会をもたらすことができ、それは当社グループにとって有益です。

補足証書の目的は、SAC 航空機リースメンバーによる支援と紹介ならびに協力枠組契約で計画されている航空機リース事業に関する SAC 航空機リースメンバーと当社グループ間の協力が促進されるように、原証書を修正することです。上述のとおり、共同入札機会および私的取引機会について、協力枠組契約に基づき、当社グループは十分に保護されています。

経営陣のレベルでは、SAC の取締役で 3 年を超える航空機リース事業の経験を有する佐藤周平氏が当社グループ内のポジションを占めます。佐藤周平氏は、SAC の取締役として、複数の航空機の売買取引を指示・監督し、ソーシング、LOI の交渉、デューデリジェンス等の業務の重要なプロセスを統括しました。

他方、当社の独立取締役を務める加藤光利氏は、航空機リースおよびファイナンスの分野で豊富な経験を持っております。加藤氏はかつてインドスエズ銀行（現クレディ・アグリコル・CIB）のアセット・ファイナンスチームのヴァイス・プレジデントを務め、その東京支店で 1991 年以來 10 年以上にわたり航空機ファイナンスと航空機リース事業を担当しました。その間、中国国際航空および中国西南航空等の中国の主要な航空会社を取引相手として、ボーイングとエアバスの狭胴型機および広胴型機に関する様々な航空機ファイナンス取引のマーケティングおよび準備を担当しておりました。さらに当社グループは 30 年を超える経験を持ち多数の航空機リース事業者の取締役を務めた経験のある者を子会社の取締役として採用する予定です。また、当社グループは、約 50 機の航空機を管理していた航空機リース事業者の取締役だった約 10 年の経験者を雇用する予定です。

専門家や社内メンバーの採用に加えて十分な社内トレーニングを行うことで、当社は航空機リース事業の効果的な運営を監督する上で強力なマネジメントチームを作り上げる計画です。

上述の要因に基づき、取締役（独立取締役を除きます。独立取締役の見解は、本招集通知の「独立取締役委員会意見書」と題する箇所にございます）は、補足証書および補足証書で企図する修正案の内容は通常の商取引の範囲内のもので、公正かつ合理的であり、当社および当社株主全体の利益に適うと考えております。

(2) 協力枠組契約

当社は、グローバルマーケットにおける航空機リースの近年の拡大と豊富な流動性を背景として、航空機リース事業が隆盛しており、今後も安定して成長し続けると考えております。

航空機リース事業に参入することで、当社は航空機リース市場における激しい競争に直面します。当社は、協力枠組契約が、当社がSAC航空機リースメンバーから事業機会の紹介を受けるとともにSAC航空機リースメンバーと協力することを可能にする枠組を提供してくれると考えております。

とくに、私的取引機会の取決めにしたがって、当社はSAC航空機リースメンバーが複数年にわたって開拓した事業上のコネクションを利用することができます。売主の許可があれば、当社は計画する取引のターゲットとする航空機の情報に共有する権利を有します。また、ターゲットとする航空機の購入者としてSAC航空機リースメンバーの立場に成り代わるかどうかを決定することもできます。

共同入札機会の取決めについては、SAC航空機リースメンバーと共同入札チームを組成し、それぞれの事業上の強みおよび/またはリソースを利用することで、当社はSAC航空機リースメンバーと共同して一定のプロジェクトに入札して取り組んでいくことができます。これは、SAC航空機リースメンバーとの適切な協力を通じて当社が意図する航空機の入札の際の立場の向上の手助けとなるとともに、ターゲットとする航空機に入札する競争力と落札のチャンスを高めてくれます。これにより、当社は当社の利益に悪い影響を受けることなく共同入札機会に参加するさらなる機会の提供を受けることができます。

取締役会は、私的取引の相手と共同入札の相手方の両方とも当社および当社の関連当事者から独立した第三者になると予測しております。私的取引機会および共同入札機会のクロージングは、上場規則その他適用法令（必要に応じる）に基づき適用される規制上の要請、開示および/または承認手続が順守されていることを前提として実行されます。

上述の要因に基づき、取締役（独立取締役を除きます。独立取締役の見解は、本招集通知の「独立取締役委員会意見書」と題する箇所にあります）は、協力枠組契約および協力枠組契約で計画されている取引が通常の商取引の範囲内のもので、公正かつ合理的であり、当社および当社株主全体の利益に適うと考えております。

6. 内部統制およびリスク管理上の措置

当社の主な内部管理およびリスク管理上の措置は以下のとおりです。

(1) 協力枠組契約

上述のように、航空機リース事業に関して SAC 航空機リースメンバーと当社（および/または当社子会社）が行う活動の間に潜在的な競業が存在する可能性がございますので、当社の利益を保護するため十分なコンプライアンス上の措置が協力枠組中に定められております。

私的取引機会下で、私的取引通知書を受領次第、独立取締役は当社（および/または当社子会社）が私的取引機会の購入者またはレッサーになって SAC 航空機リースメンバーの代わりにまたはその追加当事者として私的取引 LOI を締結するかどうかを決定する権限を有します。さらに、当社の独立取締役は、私的取引の相手が私的取引情報の当社（および/または当社子会社）への開示を拒絶したか、当社（および/または当社子会社）が購入者となる可能性を承認しなかった場合に、SAC 航空機リースメンバーが当該私的取引機会を追求することができるかどうかを決定する権限を有します。

共同入札機会下で、当社（および/または当社子会社）は、SAC 航空機リースメンバーと一緒に入札機会に参加するかどうか、および、共同入札チームを組成するかどうかを決定する権利を有します。さらに、当社（および/または当社子会社）は、入札できる全航空機の中から取得ないしリースを希望する航空機の数および種類について優先権を有します。また、共同入札で落札できた航空機の数共同入札チームが入札を意図してい

た航空機の数に足りない場合には、当社（および/または当社子会社）は当初取得またはリースを確約した航空機の数および種類について取得またはリースの優先権を有します。共同入札 LOI 通知書を受領後、独立取締役は、共同入札 LOI を締結するかどうかの決定を共同入札チームに通知しなければなりません。

私的取引機会および共同入札機会に取り組むかどうかを評価するに際して、独立取締役は、当社および当社株主全体の最大の利益に適う決定をするために、実現可能性の調査、収益性予測、市場リスク、商取引リスクおよび取引相手のリスク、当社グループの事業戦略との適合性、当社グループ事業とのシナジーの可能性、当社グループが入手できる財務上のリソース、当社グループが有する資格および適格性ならびに関係する法律上、規制上および契約上の義務等あらゆる関連要因を考慮しなければなりません。

(2) 原証書（修正後）

前述したように、当社の独立取締役は、私的取引機会および共同入札機会の関連情報を入手し所定の決定を行うことができる権利を有しますが、当社は、それに加えて、原証書（修正後）の確約内容の順守を監督するため、以下の手順をさらに採用いたします。

- (a) 取締役会が独立取締役全員から成る委員会を設置し、当該委員会に毎年誓約者の確約内容を審査し、原証書（修正後）の効果的な実行を評価する権限を授権します。
- (b) 各誓約者は独立取締役から成る委員会による毎年の審査と原証書（修正後）の執行に必要なあらゆる情報を提供すること、および、原証書（修正後）を順守したことを毎年確認すること（当社のアニュアルレポートに組み込まれます）を確約します。

(3) 年間上限金額

DYJHの財務グループが協力枠組契約に基づく各取引に関する財務情報を収集する責任を有します。

独立取締役は、上場規則14A.55にしたがって協力枠組契約に基づく継続的関連当事者取引の年次審査を行い、かつ、かかる取引が当社グループの通常の事業過程において、通常の商取引条件に基づき締結されたこと、関連する契約の内容が公正で合理的であり、当社及び当社株主全体の利益に適うことをアニュアルレポート中で確認する義務があります。

当社の監査人も、継続的関連当事者取引と協力枠組契約下で購入した本資産の購入方針の順守状況について毎年審査を行い、上場規則14A.56にしたがった監査人の確認を提供します。

当社の監査委員会（以下「**監査委員会**」といいます）は、協力枠組契約に関する関連情報等の財務情報を審査すること、および、財務諸表の完全性についてモニタリングすることについて責任を有します。さらに、監査委員会は、財務報告プロセス、内部統制およびリスク管理制度を監督します。当社グループは、内部監査を定期的実施するとともに、重大な内部統制上の欠陥を回避するため、内部通報制度を実施しております。

グループ内部統制委員会は、協力枠組契約下の重大かつ継続的関連当事者取引についての詳細、例えば、月次ベースでの個別取引上の支払の実施や実際の取引金額等についてのモニタリング、収集および評価の責任を有しております。

(i)協力枠組契約中にコンプライアンス措置が十分に規定されていること、(ii)担当部門、担当役員、明確な承認プロセスとモニタリング制度の存在に加え、内部統制制度の構成要素になる上述の方法と手順があること、(iii)上述の審査手順があることにより、取引が協力枠組契約および補足証書にのっとって実行されることを確実にできること、に鑑み、取締役は、当社が効果的な内部統制およびリスク管理上の措置を実施しており、かかる方法と手順があることで協力枠組契約および補足証書で計画する取引についての条件および年間上限金額案が通常の商取引条件に基づくとともに当社および当社株主全体の利益に適うことを確実にできると考えております。

7. 上場規則の適用内容

(1) 補足証書

最終確認日において、補足証書の誓約者（SAIL を除きます）は、主要株主であり、よって、上場規則に定義する当社の関連当事者にあたります。補足証書の締結は上場規則第 14A 章の関連当事者取引となり、上場規則の報告、適時開示および独立株主の承認取得義務が発生します。

佐藤洋治氏（当社の取締役）は SAC の取締役です。佐藤公平氏（当社の取締役兼取締役会議長）は、佐藤一族の一員です。佐藤洋治氏および佐藤公平氏は二人とも補足証書の誓約者であり、補足証書に重大な利害を有するとみなされます。よって、補足証書と補足証書で企図されている修正案について承認するために招集された取締役会における関係議案について議決権行使を放棄しました。上記を除き、いかなる取締役も、補足証書と補足証書で企図されている修正案について重大な利害を有しておりません。

補足証書と補足証書で企図されている修正案について独立株主に助言をするため、5名の全独立取締役から成る独立取締役委員会が組成されました。補足証書と補足証書で企図されている修正案について独立取締役委員会および独立株主に助言をするため、独立財務アドバイザーも選任されました。

(2) 協力枠組契約

最終確認日において、SAC は、当社の発行済株式の 30%超を保有しており、よって、上場規則に定義する当社の関連当事者にあたります。協力枠組契約に基づく取引は継続的に発生する性質があります。よって、協力枠組契約の締結は上場規則第 14A 章の継続的関連当事者取引となります。

年間上限金額案に基づき協力枠組契約で計画する取引に適用される最大のパーセンテージ比率は 25%を超過しますが、100%未満です。よって、協力枠組契約下の取引は当社にとって重要取引となり、(1)上場規則下で求められる報告、適時開示、独立株主の承認取得および年次審査義務と(2)上場規則第 14 章の重要取引に適用される要件に服します。

佐藤洋治氏（当社の取締役）は SAC の取締役であるとともに、SAC の過半数保有の株主であり、佐藤公平氏（当社の取締役兼取締役会議長）は佐藤一族の一員です。佐藤洋治氏および佐藤公平氏の両者とも補足証書に重大な利害を有するとみなされますから、協力枠組契約の承認のために招集された取締役会における関係議案について議決権行使を棄権しました。上記したものを除き、いかなる取締役も、協力枠組契約について重大な利害を有しておりません。

協力枠組契約について独立株主に助言をするため、5名の全独立取締役から成る独立取締役委員会が組成されました。協力枠組契約について独立取締役委員会および独立株主に助言をするため、独立財務アドバイザーも選任されました。

8. 臨時株主総会

補足証書および協力枠組契約についての普通決議案の検討と承認を求めるために臨時株主総会が開催されます。この普通決議案で計画されている取引について重大な利害を有する当社株主およびその密接関連者は、上述の取引の承認議案について議決権行使を棄権しなければなりません。

当社は、1)補足証書と補足証書で企図されている修正案、および、2)協力枠組契約の締結等について、投票による独立株主の承認を求めるため、臨時株主総会を招集します。

佐藤恵子氏（佐藤洋治氏の妻）、西脇八重子氏（佐藤洋治氏の姉）および同氏の関連者、佐藤政洋氏（佐藤洋治氏の弟）、佐藤茂洋氏（佐藤洋治氏の弟）および佐藤公平氏（佐藤洋治氏の弟）の各々は、当社株式の30%以上を取得又は統合するために佐藤洋治氏、SACおよびリッチオと協同して行為する者であり、したがって、佐藤洋治氏および他の佐藤一族が保有する当社株式について保有するとみなされ、他方佐藤洋治氏は佐藤一族が保有する当社株式を保有するとみなされます。

したがって、SACおよびリッチオならびに佐藤洋治氏および佐藤一族は補足証書に重大な利害を有するとみなされるため、全員補足証書の承認議案について臨時株主総会での議決権の行使を棄権しなければなりません。SAC、リッチオ、佐藤洋治氏および佐藤一族のそれぞれが協力枠組契約に重大な利害を有するとみなされるため、全員が協力枠組契約の承認議案について臨時株主総会での議決権の行使を棄権しなければなりません。当社取締役の知りうる限り、補足証書と補足証書で企図されている修正案および協力枠組契約の承認を求める議案について臨時株主総会で議決権行使を棄権することを求められる当社株主は他にはおりません。

臨時株主総会のお知らせは、本招集通知の1頁から2頁にございます。臨時株主総会に出席して投票を行うつもりがない場合には、同封の委任状に記入して当社の株主名簿管理人コンピュータシェア・ホンコン・インベスター・サービスズ・リミテッド（所在地：17th Floor, Hopewell Center, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）までお早めにご返送下さい。臨時株主総会の開催時間より48時間前が返送期限です。なお、委任状に記入して送付を行った場合でも、ご希望の場合は臨時株主総会に本人が出席して投票をすることができます。

9. 投票

臨時株主総会に記載の議案は全て上場規則および当社定款にしたがって投票によって決められます。投票では、本人（法人株主の場合はその代表者）が出席するか代理人が出席するかを問わず、各株主が保有する一株につき一議決権を有するものとします。本人（法人株主の場合はその代表者）が出席するか代理人が出席するかを問わず、複数の議決権を有する株主の皆様は、議決権を全て同じように行使する必要はございません。臨時株主総会の終結後、議決権行使結果は、香港証券取引所のウェブサイト（www.hkexnews.hk）および当社のウェブサイト（www.dyjh.co.jp）上に掲示されます。

10. 推奨内容

取締役会は、補足証書と補足証書で企図されている修正案および協力枠組契約の内容および協力枠組契約に基づき計画する取引に係る年間上限金額案が公正かつ合理的なものであり、当社と当社株主全体の利益に適うと考えております。よって、当取締役会は、臨時株主総会の決議案として上程されている議案につき賛成票を投ずることを独立株主の皆様には推奨致します。

11. 一般

修正案および協力枠組契約に基づく取引の実行は、それぞれ、補足証書と協力枠組契約に記載した条件が充足されることを前提としておりますことを強調させていただきます。

本件実行が上述の条件が充足されることを前提としておりますので、協力枠組契約は実行されない可能性がございます。よって、当社株主の皆様および当社の潜在的投資家の皆様におかれましては、当社の証券の取引にあたって注意してください。

12. その他の情報

本招集通知の附属書類中に追加の情報がございますので、ご留意下さい。

取締役会の命を受けて
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役会議長 佐藤公平

2018年11月28日、日本国東京

独立取締役委員会意見書



株式会社ダイナムジャパンホールディングス
(有限責任で日本に設立された)
(Stock code: 06889)

2018年11月28日

独立株主の皆様へ

- (1) 関連当事者取引：原競争禁止証書の修正案
- (2) 重要取引かつ継続的関連当事者取引：協力枠組契約書
- (3) 臨時株主総会のお知らせ

当社が当社株主の皆様へ発出した2018年11月28日付けの招集通知（以下「招集通知」といいます）について申し上げます。なお、本意見書も招集通知に含まれており、招集通知中で定義した用語は、文脈上別異の解釈を必要とする場合を除き、本意見書においても同じ意味を有するものとします。

我々は、独立取締役委員会を構成し、独立株主に助言をするための委員として取締役会から選任されました。助言の対象は、1)補足証書と補足証書で企図する修正案の内容、および、2)協力枠組契約の内容と協力枠組契約で計画する取引に係る年間上限金額案です。我々の中に補足証書および協力枠組契約に重大な利害を有する者はおりません。

さて、招集通知の8頁から21頁に取締役会意見書がございますが、補足証書および協力枠組契約の詳細が記載されております。さらに、招集通知の23頁から34頁に独立財務アドバイザーの意見書がございますが、そこには補足証書と補足証書で企図する修正案の内容、および、協力枠組契約の内容と協力枠組契約で計画する取引に係る年間上限金額案に関して、独立財務アドバイザーの助言と推奨内容等が含まれております。

招集通知には、独立財務アドバイザーが勘案した主要因と理由とが記載されておりますが、それを斟酌した結果、当独立取締役委員会は、(i) 独立株主にとって補足証書の内容が当社の通常の事業の過程におけるものではなく、公正かつ合理的なものであり、(ii) 協力枠組契約で企図する取引に係る年間上限金額案は通常の商取引条件となっていて当社と当社株主全体の利益に適うと考えております。よって、当独立取締役委員会は、臨時株主総会の普通決議案として上程されている補足証書および協力枠組契約に基づく取引に係る年間上限金額案の承認につき、賛成票を投ずることを推奨致します。

株式会社ダイナムジャパンホールディングス独立取締役委員会

独立非業務執行取締役 高野一郎、加藤光利、トーマス・チュン・キー・イッ
ブ、村山啓および神田聖人

独立財務アドバイザー意見書



801-805, 8/F, Nan Fung Tower
88 Connaught Road Central
Hong Kong

2018 年 11 月 28 日

独立取締役委員会および独立株主 各位

関連当事者取引：原競争禁止証書の修正案および 重要取引かつ継続的関連当事者取引：協力枠組契約書

初めに

当社は、貴社により、補足証書および協力枠組契約について独立取締役委員会および独立株主の皆様へ助言をする独立財務アドバイザーとして選任されました。原競争禁止証書の修正案および協力枠組契約の詳細は貴社の 2018 年 11 月 28 日付け招集通知（以下「**招集通知**」といいます）中の取締役会意見書（以下「**取締役会意見書**」といいます）に記載されております。なお、本意見書は招集通知の一部を構成します。文脈上別異に解すべき場合を除き、太字の用語は招集通知で定義する用語と同じ意味を有するものとします。

取締役会意見書に記載されていますように、2018 年 9 月 26 日、(i)貴社と誓約者は原証書を修正するための補足証書を締結し、(ii)貴社は SAC 航空機リースメンバーと協力枠組契約を締結しました。2018 年 11 月 21 日、貴社と SAC 航空機リースメンバーとは、協力枠組契約に基づく総投資資本に関する規定を修正する補足合意書を締結しました。

最終確認日現在において、各誓約者は貴社の支配株主であり、よって、上場規則で定義する貴社の関連当事者です。補足証書の締結は貴社にとって上場規則第 14A 章の関連当事者取引を構成しますので、上場規則下の報告、適時開示および独立株主の承認取得義務に服します。

同様に、SAC（SAC 航空機リースメンバーを含みます）は、支配株主であり、上場規則で定義する貴社の関連当事者です。協力枠組契約に基づく取引は貴社にとって上場規則第 14A 章の継続的関連当事者取引を構成しますので、上場規則下の報告、適時開示および独立株主の承認取得義務に服します。

さらに、年間上限金額案に基づき協力枠組契約下で企図する取引について適用ある最大のパーセンテージ比率が 25%を超 100%未満であることから、協力枠組契約は貴社にとって重要取引となり、よって、1)上場規則下で求められる報告、適時開示、独立株主の承認取得および年次審査義務、ならびに、2)上場規則第 14 章の重要取引に適用される義務に服します。

補足証書の内容ならびに協力枠組契約の内容および協力枠組契約で計画されている取引について検討し、独立株主に助言をするために、独立取締役 5 名全員より成る独立取締役委員会が組成されました。

当社（オクタル・キャピタル・リミテッド）は、補足証書および協力枠組契約のそ

の事項につき独立取締役委員会および独立株主の皆様へ助言をするために独立財務アドバイザーとして選任されました。当社は貴社の取締役、代表執行役および主要株主の皆様や誓約者、SAC 航空機リースメンバーまたはそれらの子会社もしくは関連者との関係にはなく、したがって、独立取締役委員会および独立株主に独立した助言を提供する適格性を有すると考えております。過去 2 年間、いかなる意味でも、貴社の財務アドバイザーの役割を務めたことはありません。本選任に関して当社が受け取る通常の報酬を除き、当社が貴社グループ、貴社の取締役、代表執行役および主要株主の皆様や誓約者、SAC 航空機リースメンバーまたはそれらの子会社もしくは関連者から何らかの報酬や利益を得る取決めは存在しません。

意見を出すにあたり、当社は招集通知中の情報および表明内容の正確性に依拠するとともに、招集通知中のあらゆる情報および表明事項がそれが行われた時点で真実であり、最終確認日にいたるまで真実であり続けたことを前提としております。招集通知に含まれている情報や表明事項を含め、貴社グループおよび SAC 航空機リースメンバーについては、貴社の取締役および経営陣の皆様との協議内容にも依拠しております。さらに、招集通知中の貴社の取締役および経営陣の皆様による意見、見解および意図を記載した内容が全て適切な調査後になされた合理的なものであることを前提としております。当社は、十分な情報にもとづく見解を導き、招集通知中の情報の正確性に対する当社の信頼を正当化し、かつ、当社の助言内容の合理的な根拠となる十分な情報を審査したと考えております。招集通知中の情報や意見に重要事実が省略・留保されている疑いも、貴社の取締役および経営陣から提供を受けた情報および表明内容の真実性、正確性および完全性に対する疑いも持つてはおりません。ただし、当社は、貴社グループ、誓約者、SAC 航空機リースメンバーおよびそれぞれの子会社または関連者の事業や状況について独立かつ徹底した調査は行っておらず、提供を受けた情報の独立した確認も実施してはおりません。

斟酌した主な要因と理由

補足証書および協力枠組契約の内容に関する当社の意見を導き出すにあたって当社が斟酌した主な要因と理由は以下のとおりです。

1. 貴社グループの情報

貴社は、2011 年 9 月 20 日に日本で設立された持株会社で、香港証券取引所に株式が上場しています。貴社グループは日本で主にパチンコホール事業を行っております。

2018 年 9 月 30 日現在で、貴社グループは 450 店舗を持ち、日本の業界内で店舗数では最大のパチンコホール運営チェーンとなっております。貴社グループは遊技コストが異なる二つの種類の店舗を運営し、遊技費用の低廉化の促進に注力しています。香港証券取引所のウェブサイトで見られる公開情報によると、国際財務報告基準に準拠して作成された 2016 年 3 月期、2017 年 3 月期および 2018 年 3 月期の貴社グループの監査済連結財務諸表ならびに 2018 年 3 月期および 2019 年 3 月期の各半期での貴社グループの未監査の連結財務諸表の概要は以下のとおりです。

単位：百万円	3 月 31 日迄の事業年度			9 月 20 日までの半期	
	2016 (監査済み)	2017 (監査済み)	2018 (監査済み)	2017 (未監査)	2018 (未監査)
営業収入	155,911	156,869	152,092	77,211	73,583
営業費用	145,929	150,194	144,201	72,930	66,079
その他の収入	8,184	9,224	9,458	4,441	4,764

営業利益	18,166	15,899	17,349	8,722	12,268
税引後当期利益	10,539	9,305	10,925	5,434	8,325
所有者に帰属する利益	10,544	9,360	10,870	5,430	8,340

出典：貴社のアニュアルレポートおよび中間業績公表文

2017 年 3 月期の貴社グループの営業収入は 156,869 百万円と前年度比で 958 百万円（0.6%）の増加となりました。この主な理由は、(i)粗利益率が 18.5%から 19.2%に向上したこと、(ii)高貸玉店舗での 2,778 百万円の営業収入減があったが、低貸玉店舗での 3,736 百万円の営業収入増がそれを上回ったことにあります。低貸玉店舗の店舗営業費用の増加等による 2017 年 3 月期の 4,265 百万円（2.9%）の営業費用の増加の結果、2017 年 3 月期の貴社グループの営業利益は 2,267 百万円（12.5%）減少して 15,899 百万円へと減少しました。

2018 年 3 月期の貴社グループの営業収入は 152,092 百万円と前年度比で 4,777 百万円（3.0%）の減少となりました。この主な理由は、(i) 高貸玉店舗の 3,637 百万円の営業収入減、(ii)低貸玉店舗の 1,140 百万円の営業収入減にあります。高貸玉店舗の店舗営業費用の減少等による 2018 年 3 月期の 5,993 百万円（4.0%）の営業費用の減少により、2018 年 3 月期の貴社グループの営業利益は 1,450 百万円（9.1%）増加して、17,349 百万円へと増加しました。

2019 年 3 月期半期での貴社グループの営業収入は 73,583 百万円と前年度比で 3,628 百万（4.7%）の減少となりました。この主な理由は、(i) 高貸玉店舗の 2,690 百万円の営業収入減、(ii)低貸玉店舗の 938 百万円の営業収入減にあります。高貸玉店舗および低貸玉店舗の店舗営業費用の減少等による 6,851 百万円（9.4%）の営業費用の減少により、2019 年 3 月期半期の貴社グループの営業利益は 3,546 百万円（40.7%）増加して、12,268 百万円へと増加しました。

単位：百万円	3 月 31 日現在		9 月 30 日現在	
	2016 (監査済み)	2017 (監査済み)	2018 (監査済み)	2018 (未監査)
資産合計	189,184	205,115	184,971	187,315
- 現金及び現金同等物	28,134	48,499	40,533	44,921
負債合計	56,565	68,234	47,456	45,047
純資産	132,619	136,881	137,515	142,268
ギアリングレシオ	11.0%	14.7%	4.6%	2.8%

出典：貴社のアニュアルレポートおよび中間業績公表文

2016 年 3 月期、2017 年 3 月期および 2018 年 3 月期の各年度ならびに 2019 年 3 月期半期の各決算日において、貴社グループは毎年 1,300 億円を超える純資産を計上しました。ギアリングレシオ（資産合計に占める借入総額の割合）は 2017 年 3 月 31 日現在の 14.7%から 2018 年 3 月 31 日の 4.6%へ、さらに 2019 年 3 月期半期の決算日（9 月 30 日）の 2.8%へと大きく減少しました。これは借入総額の減少等によるものです。

キャッシュフローにつきましては、2012 年の香港証券取引所上場以降、貴社グループは 241 億から 283 億円の範囲での営業活動キャッシュフローを計上し（例外は

2015 年 3 月期の 134 億円で、これは高貸玉店舗の営業収入の減少と一般管理費の増加等が原因です）、上場以来の安定した営業キャッシュフローのトレンドを示しております。貴社グループの投資活動によるキャッシュフローは、2014 年 3 月期の 225 億円から 2018 年 3 月期の 42 億円へと減少しました。その主な理由は、貴社グループが、業界の市場規模が縮小する中で新規出店数を抑制するための措置を講じた点にあり、そのため、貴社グループの投資活動によるキャッシュアウトフローは下降傾向を示しております。

上記により、貴社グループは財務的に健全で現行事業が何年もの間安定したキャッシュフローを生み出しており、将来の事業展開をサポートする余剰資金を活用することができると考えます。

2. SAC の情報

SAC は貴社の支配株主であり、2015 年 9 月に有限責任で香港に設立され、佐藤洋治氏が SAC の唯一の株主です。佐藤洋治氏は貴社の取締役でもあります。現在、SAC には子会社 SAIL があり、SAIL は航空機リース事業を専業とし、現在 3 機の航空機を保有し、将来的に最大で約 10 機の航空機の保有を計画しております。コアチームは合計 5 名で、平均して約 10 年の航空機リース事業の経験を有し、SAIL はリースマネジメント全般を行う熟練の専門家チームを用いています。

3. 補足証書を締結する理由とメリット

取締役会意見書で書かれておりますように、取締役（独立非業務執行取締役を除きます。独立非業務執行取締役の見解は、本招集通知中の独立取締役委員会意見書内にあります）は、原証書の確約内容により原誓約者に課せられている禁止事項は、禁止事業（貴社グループが実施を計画している事業も含みます）を遂行することを無条件に制限するもので不当に制限的であり、誓約者による紹介や誓約者と貴社グループ間の協力が貴社グループの利益となる新領域へと貴社グループが事業を拡大する妨げとなっていると考えております。さらに、SAC 航空機リースメンバーは、2015 年以来航空機リース事業を行ってきており、航空機リース事業の相当なノウハウと事業上のコネクションを蓄積していることから、貴社取締役は、SAC 航空機リースメンバーは航空機リース事業に関連する事業機会を貴社グループにもたらしめてくれ、それは貴社グループの利益になると考えております。

2018 年 3 月期の貴社のアニュアルレポートで明らかにされておりますように、パチンコホール業界は高貸玉店舗での客数減による引き続き厳しい経営環境に直面しております。他方、高貸玉店舗の営業収入が 2018 年 3 月期の営業収入総額の過半数を占めております。さらに、2018 年の初めに、日本の政府は、ギャンブル依存症対策としてパチンコ機の大当たり 1 回あたりの最大出玉数を減少させる等のパチンコ遊技機の規則改正を行いました。そこで、貴社取締役会は、貴社グループの事業展開をさらに推し進めるために、既に成熟期にあるパチンコ事業を継続していく一方で、新規事業に乗り出して貴社グループの長期にわたる成長を支援していく必要があると考えております。貴社グループの投資目的、財務リソースおよびリスク許容度ならびに SAC 航空機リースメンバーの持つ航空機リース事業のノウハウ、事業上のコネクションおよび営業実績を勘案し、貴社は SAC 航空機リースメンバーの支援を受けながら航空機リース事業に乗り出していこうと考えております。

貴社によれば、総投資資本は主に手元資金と銀行借入から賄われるとのことでした。上述の「貴社グループの情報」の箇所に記載しました当社の分析に基づきますと、営業キャッシュフローが安定していることに投資活動キャッシュフローが減少トレンドを示していることを加味すると、貴社グループは将来的な事業の展開のための一定レ

ベルの手元資金を保有するでしょう。さらに、貴社グループのギアリングレシオが2018年9月30日時点で約2.8%であったことから、貴社グループは航空機リース事業を支援する借入金の手当てを得ることができることがわかります。手元資金の存在と貴社が借入レベルを増加させる十分な余地を持つことを考慮して、航空機リースへの投資は貴社の事業にとって甚大なキャッシュフロー圧力にはならないと経営陣は考えています。

2018年にボーイング・コマーシャル・エアプレーンが発出したボーイングの現況市場見通しレポート（2018-2037）（以下「市場レポート」といいます）によれば、世界の航空輸送は今後20年に渡り毎年4.7%の伸び率が予測されています。市場レポートはアジア太平洋地域の航空輸送が2018年から2037年にわたり年間5.7%の成長を示すことも予測しています。航空旅客数の増加に伴い航空輸送の需要増が見込まれることに鑑みると、2037年には運航機数が現行の24,400機の2倍の48,540機に達することが予測されております。かかる機数のうち、機材更新と事業拡大の必要のために、新造機42,730機が必要になるよ予測されております。よって、航空機リースの将来の需要は持続可能であると予期されております。さらに、世界観光機関によれば、海外旅行客数は2017年に7.1%の成長率を示し、これはGDP全体の成長よりも高いものでした。航空旅客輸送と同様に、観光全体も大きく成長し、海外旅行客数は2010年に比して2017年に3億5千万近く増加しました。世界旅行ツーリズム協議会によれば、観光業と旅客による恩恵を受けて世界の実質GDPが今後10年で毎年4%の成長が予測されており、このトレンドは継続することが予測されております。航空旅行の強力な需要の見通しは、幅広い消費者需要トレンドと旅行および観光業の展望に一致しております。

取締役会意見書によりますと、貴社は、SAC航空機リースメンバーの支援と協力を得ながら、アイルランドおよび香港で事業を立ち上げ、自国/地域の航空機リース事業振興のために両地域で採用する会計・税務上の制度を利用することを計画しております。アイルランドと香港では、航空機リース事業者に軽減税率を認める同様の税制が存在しております。アイルランドでは、税制適格航空機リース事業者は航空機の前価を減価償却して賃料収入を減殺することができ、また、12.5%の法人税率が認められています。これは、通常の法人税率である25%の半分です。香港では、税制適格航空機リース事業者に軽減税率が認められており、総賃料収入から控除可能な経費を差し引いた金額の20%が課税対象となります。また、通常の法人税率16.5%の半分の8.25%の軽減税率が認められます。貴社グループがリース事業について同様の税制が存在しない他国で航空機リース事業を始めた場合、航空機リース事業を運営するための貴社グループ全体の税負担が大きくなります。貴社グループは、補足証書を締結し、アイルランドおよび/または香港で税制適格航空機リース事業者として認められた後、上述の税務上の恩恵を受けることができると考えられます。さらに言うと、当社が航空機リース業界について調査したところ、業界の主要プレーヤーもまたアイルランドおよび/または香港で事業を立ち上げていることが判明しました。よって、貴社がアイルランドおよび香港で航空機リース事業をスタートするための事業を立ち上げることはまれなことではありません。

航空機リース事業の事業計画について当社が理解するところでは、貴社は開始当初はサードパーティを利用しつつ保有機体を増やして行き、機体の増加と共に社内メンバーも徐々に増やして行きます。一定程度のボリュームに達した際には(i)中央管理部、調達部、締結部およびリース管理部から成るフルセットのチームを組成し、(ii)航空機リース事業の知識と経験を有する専門家を貴社の航空機リース事業の上級管理職として起用し、(iii)当該チームに社内トレーニングを行って新規の航空機リース事業に確実に対処できるようにし、(iv)航空機リース事業に詳しいSAC航空機リースメンバーに相

談をして運営の効率化と規模の経済を確実に図ることを意図しております。航空機リース事業の主な顧客としてティア 1 および/またはティア 2 のグローバル航空会社を念頭においており、事業関係を開始する前にそのバックグラウンドと信用性を評価し、貴社が曝される信用リスクを減少させ、貴社グループに対する安定した収入源を得ることを目的としています。貴社は、リースする航空機のモデルおよび条件次第で 5% から 10% のリターンオンエクイティを目標として考えています。さらに、ターゲットとする顧客は欧州およびアジアのグローバル航空会社であり、特定の地域や単一の航空会社を目標とせず航空会社を分散化して緊急の場合のリスクを回避しようとしています。補足証書および協力枠組契約の締結は貴社にプラスの利回り安定した収入をもたらすと経営陣は考えています。

ただし、貴社グループと原誓約者およびそれぞれの関連者との間での利益相反の可能性を除去・減少させることを目的とする原競争禁止証書は、原誓約者およびそれぞれの関連者が、貴社グループ会社が行い、または、行うことを計画している事業と直接または間接に競争関係に立つか競争関係に立つ可能性のある活動または事業の実行、参加、権益保有もしくは従事または取得もしくは保有（以下「**禁止事業**」という）を禁止しています。貴社グループは航空機リース事業を行うことを計画しているので、それは禁止事業とみなされ、原証書に基づき、SAC およびその関連者は貴社グループが計画している航空機リース事業と競争関係に立つと考えられるので、航空機リース事業を行うことを制限されます。

また、原証書の第 3.1(b)条にしたがって、原誓約者は、原誓約者またはそれぞれの関連者が禁止事業と直接または間接に競争関係に立ちまたは競争関係に立つ可能性のある機会の提供を受けまたは認識したときは実務上可能な限り速やかに書面で貴社に知らせること、および、貴社がかかる機会を追求する決定をしたかどうかにかかわらず、誓約者がかかる新事業機会に取り組むことを制限されることを貴社に確約しました。さらに、第 3.1(a)条が効力を有する限り、貴社がかかる機会を追求する決定をしたかどうかを問わず、いかなる原誓約者もかかる新規事業機会に取り組むことができません。

他方、原証書に基づき、SAC 航空機リースメンバーは将来的に航空機リースの潜在的な新規事業機会を放棄することを強いられます。貴社グループが航空機リース事業に参入後は、かかる放棄された潜在的な新規事業機会を貴社グループの競争相手が捕捉する可能性があり、これはひいては貴社グループの将来の業績や競争力に悪い影響を及ぼします。

上記に基づき、補足証書は、協力枠組契約に基づき計画されている航空機リース事業に係る SAC 航空機リースメンバーの支援・紹介と SAC 航空機リースメンバーと貴社グループ間の協力を促進して SAC 航空機リースメンバーが航空機リース事業に参加することを可能にし、また、貴社グループが SAC 航空機リースメンバーの航空機リース事業ビジネス上のコネクションを利用することを可能にし、さらに、貴社グループがその事業戦略を実施して持続可能な成長を達成するための事業機会を追求するための柔軟な対応を可能にすると考えます。

(i)航空機リース事業の将来の潜在的な成長、(ii)事業の多角化を実現するための航空機リース事業への参入、(iii)アイルランドおよび香港の税制適格航空機リース事業者認められる税務上の特典、(iv) 航空機リース事業からのプラスの利回りと安定した収入の可能性、および、(v)SAC 航空機リースメンバーの航空機リース業界の経験と事業上のネットワークを利用して貴社グループが航空機リース事業に参入することを可能にする補足証書を斟酌すると、補足証書の締結は貴社グループと SAC 航空機リースメンバーが航空機リース事業に協同して参加することを可能にし、貴社および貴社株主

全体の利益にかなうとの貴社の意見に賛成致します。

4. 協力枠組契約を締結する理由及びメリット

協力枠組契約は、SAC 航空機リースメンバーが航空機リース事業に関する事業機会について貴社に紹介し貴社と協力することができる枠組みと貴社グループにとっての十分な保護を定めています。私的取引機会では、貴社は SAC 航空機リースメンバーのビジネスネットワークによる紹介の形で航空機リース事業の事業機会にアクセスすることができるようになります。これは、貴社が新規に立ち上げた航空機リース事業にとって強力な基盤になります。共同入札機会では、貴社は航空機の取得機会にアクセスするための航空機の入札に参加できるようになり、貴社グループは入札を希望する航空機の数と種類を決定する権利を留保することができます。貴社によれば航空機の入札においては、一度に複数の航空機を取得すると取引価格の割引が得られるというメリットがあり、貴社の資本支出を下げることができます。さらに、航空機リース事業は長きにわたり新会社の参入障壁が高い業界であると考えられてきましたが、協力枠組契約は貴社グループが SAC 航空機リースメンバーの支援を得ながら業界に参入することおよび将来の成長のための業界の貴重な経験を蓄積することを可能にします。SAC 航空機リースメンバーの持つ強力なバックグラウンド、しっかりとした航空機リース業界での経験および健全な財務状況にかんがみ、協力枠組契約に基づく SAC 航空機リースメンバーとの協力は、貴社グループが(i)航空機取得にあたっての様々な機会にアクセスすること、(ii)航空機リース市場の高い参入障壁を打ち破ること、および、(iii)将来の事業拡大のための貴重な航空機リース経験を蓄積することを可能にします。

上記に鑑み、協力枠組契約は貴社グループが事業機会を追求する上での柔軟な対応を可能にすることで貴社グループの競争力を維持させることから、貴社および貴社の株主全体の利益に適うとの貴社取締役の皆様の見解に賛同致します。

5. 補足証書の内容

補足証書にしたがって、SAC および SAIL は、原証書（修正後）の追加誓約者に含まれ、原証書（修正後）に拘束されます。本件確約内容の例外が増え、(i)協力枠組契約にしたがった SAC 航空機リースメンバーおよびそれぞれの関連者（当社グループ会社を除きます）の行う活動または事業、および、(ii) SAC 航空機リースグループメンバーおよびそれぞれの関連者（DYJH グループ会社以外）による、航空機リース事業を行う会社、航空機、および、航空機リースに対する持分・利益等の取得、保有および処分が新たに例外として認められます。

取締役会意見書記載のとおり、競業禁止の確約は 6 年近く前のものですが、それ以来香港上場会社とその支配株主間の競業を管理する香港の実務は発展し続けております。現在、香港証券取引所上場会社の支配株主が上場会社との競業禁止の取決めに基づき所定の手順を踏み、所定の条件を充足することで、禁止事業を行うことが許容されるのはまれな事ではありません。そこで当社は、(i)原競業禁止証書の修正案の作成日から過去 3 ヶ月の間に新たに(ii)香港証券取引所のメインボードに上場した複数の類似会社（以下「類似会社」といいます）を探し出し（当社の知りうる限りで）、かかる類似会社の目論見書中で開示されている競業禁止証書の内容を確認してみました。類似会社のリストは網羅的なもので、3 ヶ月の期間は、通常のマーケット実務に関する最近の傾向と内容を例証するのに十分であると考えます。そして、当社は、過去 3 ヶ月の新規上場会社の約 70.8%となる 48 のサンプル中 34 の会社で上場会社が新規事業機会を却下することを決めた場合に支配株主が新規事業機会を追求する権利の定め

や、支配株主が上場会社に対して新規事業機会を呈示ないしオファーする仕組みを採用していることに気づきました。したがって、貴社が禁止事業にあたる新規事業機会を却下した場合に SAC 航空機リースメンバーが禁止事業を追求することができる仕組みは市場の現状と整合すると当社は考えます。

取締役会意見書によれば、貴社の主な内部統制およびリスク管理措置として含まれるものとして(i)取締役会が独立取締役全員から成る委員会を設置し、当該委員会に毎年誓約者の本件確約内容を審査し、原証書（修正後）の効果的な実行を評価する権限を授権すること、ならびに、(ii)独立取締役から成る委員会による毎年の審査と原証書（修正後）の執行に必要なあらゆる情報を提供し、原証書（修正後）を順守したことを毎年確認すること（当社のアニュアルレポートに組み込まれます）を各誓約者が確約すること、等があります。

上記に基づき、補足証書は通常の商取引条件に基づくもので、公正かつ合理的であり、貴社および貴社の株主全体の利益に適うと当社は考えます。

6. 協力枠組契約の内容

取締役会意見書で明らかにされている協力枠組契約の詳細な内容について申し上げます。協力枠組契約では、SAC 航空機リースメンバーは私的取引機会を貴社グループに紹介できること、および、SAC 航空機リースメンバーと貴社（および/または貴社子会社を通じて）が航空機リース事業に係る共同入札機会において協力することができることが企図されております。ただし、以下の仕組みが厳格に順守されることが前提となっております。

私的取引機会では、独立取締役は、私的取引通知書を受領後、貴社（および/または貴社子会社）が私的取引機会の購入者またはレッサーとなり SAC 航空機リースメンバーの代わりにまたは追加当事者として私的取引 LOI を締結するかどうかを決定する権利があります。さらに、本資産が複数の品目からなる場合には、独立取締役に取得またはリースを希望する品目を選択する優先権が与えられます。また、私的取引の相手が私的取引情報を貴社（および/または貴社子会社）に開示すること、または、貴社（および/または貴社子会社）が購入者になる可能性を拒絶した場合には、独立取締役は SAC 航空機リースメンバーが当該私的取引機会を追求することができるかどうかを決定する権利を有します。

共同入札機会では、貴社（および/または貴社子会社）は入札機会に参加するかどうか、および、SAC 航空機リースメンバーと共同入札チームを組成するかどうかを決定する権利を付与されます。貴社が SAC 航空機リースメンバーと一緒にかかる入札機会に参加しないことを決めた場合でも、貴社はその機会に単独で参加する権利を有します。さらに、貴社（および/または貴社子会社）は入札できる全航空機の中から取得またはリースを希望する数と種類の航空機を優先的に決定することができ、よって、貴社は、取得を希望する当初の数と種類の航空機を決定するにあたって SAC 航空機リースメンバーより優位な立場にあります。また、共同落札できた航空機の数が入札チームが意図した航空機の数に不足する場合には、貴社（および/または貴社子会社）は当初取得およびリースを確約した数と種類の航空機を取得またはリースする優先権を有します。

貴社の経営陣によれば、私的取引機会および共同入札機会を追求するかどうかを評価するにあたり、貴社は、(i)航空機の仕様や整備状況等のあらゆる情報へのアクセス、(ii)航空機の状態を評価するに際してより徹底したデュー・ディリジェンス調査、(iii)

貴社グループの現在の事業とのシナジー効果の可能性を評価するための詳細な分析を行うことができるということです。さらに、独立取締役は、貴社および貴社株主全体の最大の利益に適う決定にたどりつくために、実現可能性の検討、収益性予測、マーケット、商業上および相手方リスク、貴社グループの事業戦略との適合性、貴社グループの事業とのシナジーの可能性、貴社グループが利用できる財源、貴社グループの能力および/または適格性ならびに関係する法律、規制および契約上の義務等の適当と考えるあらゆる要素を考慮します。私的取引通知書および共同入札 LOI 通知書を受領後、上述の調査結果および要因を斟酌して、独立取締役は共同入札 LOI を締結するかどうかを決定する権利を持ち、かかる機会が独立取締役の承認がなければそれ以上進みません。

さらに、先買権によって、SAC 航空機リースメンバーが売却用資産の処分を計画し、第三者買主からオファーを受領した場合、実務上可能な限り速やかに、かつ、第三者買主とかかる処分についてのレターオブインテントを締結するより前に、当該処分の詳細および条件を記載した通知書を貴社に対して提供しなければなりません。貴社は、売却用資産を独立取締役の承認する価格で取得する権利を有します。(i) 貴社が売却用資産の取得を決定した場合、SAC 航空機リースメンバーは第三者買主との取引をせずに貴社と取引を進めなければならない、(ii) 貴社が売却用資産の取得を却下した場合は、SAC 航空機リースメンバーは第三者買主に売却用資産を処分する権利を有します。加えて、かかる機会または先買権については独立取締役のみから成る委員会が決定し、他の取締役はかかる取締役会の議事に参加しないことを求められます。よって、この取決めは、決定の際の利益相反を回避するために委員会が事業機会についての審査を独立して行うことを確実にしてくれます。

最後に、SAC 航空機リースメンバーは貴社および貴社の子会社に対して、協力枠組契約によらない本資産の取得・リース機会の追及も本資産の取得・リースも行わないことを連帯して確約しています。貴社および SAC 航空機リースメンバーの両方が航空機リース事業を追求しますから、この確約は貴社と SAC 航空機リースメンバー間の潜在的な競業リスクを減少させます。

(i) 私的取引機会の内容が私的取引情報への完全なアクセスを可能にすること、(ii) 共同入札機会の内容は貴社が取得またはリースを希望する数と種類の航空機を決定するに際して貴社を優位な立場にしていること、(iii) 先買権が他の第三者買主に先んじて売却用資産を取得する権利を貴社に付与していること、および、(iv) 本件確約内容が航空機リース事業における貴社の SAC 航空機リースメンバーに対する高次のコントロールを可能にしていることに鑑みて、上述の措置は、後に委員会の審査とデュー・ディリジェンスを経た後のもっと適切な時期に新たな航空機リース事業機会を追求するにあたって柔軟な対応を可能にしてくれると当社は考えます。

協力枠組契約の他の主要条項の要旨は以下のとおりです。

- (a) 条件:
- 協力枠組契約は、以下を条件として効力を生ずるものとし、
- (a) 貴社が補足証書および協力枠組契約につき独立株主の承認を得たこと。
 - (b) 補足証書および協力枠組契約に関して、当社定款と上場規則に基づく義務がすべて完全に順守されたこと。

- (b) 契約期間: 2019年1月1日から3年間。ただし、その時までには上述の条件が全て充足されたことを前提とします。
- (c) 総投資資本: 90,000,000,000円以下（約6,210,000,000香港ドル相当）
- (d) 年間上限金額案

2019年1月1日を始期とし2021年12月31日を終期とする3年間の協力枠組契約に基づく継続的関連当事者取引についての年間上限金額案（以下「年間上限金額案」といいます）は以下のとおりです。

（単位：百万円）

取引期間	2019年12月31日 までの1年間	2020年12月31日 までの1年間	2021年12月31日 までの1年間
年間上限金額案	30,000	30,000	30,000

貴社の経営陣によりますと、貴社の計画では、A320、A321、B737-800、A320 NEO、A321 NEO、B737 MAX8等の狭胴型機を主として、場合によりB787-9、A350-900等の広胴型機の購入を予定しているとのことです。これらは航空機リース事業のマーケットで人気の高いモデルであり、他の人気のないモデルに比べて高いリース需要が見込まれます。さらに、貴社は製造後約5年以内の航空機で残存リース期間が約5年ある場合に購入を検討することです。航空機の良好な整備状況が見込まれ、その整備コストは古い機体に比して低廉になるでしょう。貴社の経営陣によれば、貴社はリース契約が既に付帯し、かつ残存リース期間が5年位ある航空機を購入することであり、それは、(i)当該リース契約期間中に予測キャッシュインフローを確実に回収し、(ii)貸付先を見つけ出してリース契約を交渉する時間を不要とし、(iii)航空機リース事業の立ち上げ期の貴社と顧客との関係構築を加速させるためです。

年間上限金額案を算出するにあたっては、近い将来にリースマネジメントチームの内製化を視野に入れた際、SAIL保有分を合わせてフルセットのチームを組成できる規模を想定しております。また、分散投資をして行くにあたり、分散して投資する事で事業リスクを下げる当社の戦略に一致した投資規模を念頭に置いています。

取締役会意見書によれば、航空機の価格およびリース契約の賃料が市場の需給や個々の航空機の状況に大きく影響を受けることから、協力枠組契約に基づく各取引は独立した当事者間で交渉の上決定されます。航空機の価格方針は1)外部の評価会社が行う航空機の将来予想価格と関連費用を考慮に入れた予測リターンのシミュレーション、2)製造年、リース終了年、エアライン、地域、機種など当社グループが保有する航空機のポートフォリオ、3)航空機リース事業の市場変動リスクを低下させるために航空機のポートフォリオの着実な増加を実現するための年間上限金額案を参照して決定されます。この点、当社は、独立した第三者が出した予想購入価格を採用するアプローチは適切であり、他方、予測リターンのシミュレーションをすることで、予測リターンと必要利回りを考慮して購入を進める価値があるかどうかについて貴社に具体的なアイディアがもたらされると考えます。さらに、上述のとおり、貴社は製造から約5年以内かつ約5年の残存リース期間があり人気機種の航空機を購入する計画であると承知しております。貴社の経営陣と協議し、航空機1機の価格は機齢、航空会社の信用性、リース条件、装備および整備状況を考慮して40億円から50億円になると貴社が考えている旨知らされました。

上限金額案の算定にあたって貴社が採用した航空機の価格帯が公正で合理的かどうかを評価するために、当社は以下の作業を行いました。まず、製造から約 5 年以内で貴社が購入を予定する種類の航空機と同種になる中古の航空機の提示価格について公有財産から入手しようと務めました。しかしながら、当社の知りうる限り、航空機メーカーは中古の航空機についての価格情報を提供しておらず、また、自社ブランドの中古航空機の取引用の正式なプラットフォームを提供しておりません。他方、中古の航空機の取引についての中心的市場や取引所は存在せず、中古の航空機の取引は、通例、異なる売主・買主間の私的な取引になります。さらに、香港証券取引所に上場する他の 3 社の航空機リース会社が行った航空機の販売に関する公表文の内容を確認したところ、個々の中古航空機の機齢や購入・販売価格が開示されていないことがわかりました。そこで当社は貴社経営陣からの複数の見積もりを入手して確認を行いました。そして、中古の航空機（貴社が購入を予定するのと同種）の見積もりに含まれる売却価格が 40 億から 50 億円の価格帯に収まっていることを確認しました。よって当社は、貴社が提案する価格帯が通常の商取引条件に基づき、公正かつ合理的で、貴社および貴社の株主全体の利益に適うとの貴社の考えに同意いたします。

航空機 1 機の購入金額が 45 億円になる（航空機 1 機の価格範囲の中間）前提をとると、貴社は当初の 3 年間の各年に 5 機から 7 機の主に狭胴型機、最大で約 20 機の航空機の購入を予定しているとのことです（実際に購入する航空機の量、価格、種類、状況および機齢は、協力枠組契約期間中に市場で入手可能であることを前提とします）。貴社の経営陣によれば、当初の 3 年間で 20 機の予測と当初 3 年の各年に購入する航空機の購入計画は、1)航空機リース事業の立ち上げ、運営その他の固定費、2)貴社自前のフルセットのリースマネジメントチームを将来組成するための投資規模、および、3)航空機のポートフォリオの着実な増加を実現して航空機リース事業の市場変動リスクを低下させるための年間上限金額案、に基づいて決定されました。これにより、貴社は外部の業者に依存せずに独立して航空機リース事業を行うことができるだけでなく、関連サービスを SAC に提供できるようにすることを目的とするとのことです。貴社経営陣によれば、当初 3 年間に航空機 20 機を保有することで、貴社は平均運営費用を減少させることができ、その後の航空機リース事業の収益性を向上させることができると予想されているとのことです。当社の理解によれば、本意見書中の「補足証書を締結する理由およびメリット」の箇所で言及しましたように、航空機リース事業に高い参入障壁が存在しており、航空機リース事業に参入するための立ち上げ費用は高くなっております。専門知識を有するスタッフの雇用や社内研修等の固定費をカバーするため、事業は一定規模に達していなければなりません。当初 3 年間に貴社が保有する航空機の数ターゲットとする顧客の需要を充たすために十分でしょう。当社は、貴社が開示した購入計画にしたがって当初の各 3 年間に購入する航空機の数および年間上限金額案は、航空機リース業界における貴社の安定した成長をもたらし、また、貴社が市場の参入障壁を乗り越えることを可能にすると考えます。初年度に総投資資本全てを投資せずに貴社が保有する航空機の数を着実に増加させていくことで、貴社は(i)航空機リース市場に参入し、(ii)ターゲットとする顧客の需要を充たし、(iii)事業上の一定のスケールメリットを享受し、(iv)航空機のポートフォリオおよび組織編制上のリスクを減らすことができると考えます。

他方、本意見書の「補足証書を締結する理由およびメリット」の箇所で言及しましたように、当初 3 年間の各年における 300 億の年間上限金額案は貴社の手元資金と銀行借入から賄われます。当社の理解では、航空機の購入計画に基づいて貴社は年間上限金額案に均等に分割した総投資資本を当初の 3 年間に平均的に緩やかなペースで投資し、また、手元資金と借入金を増やす十分な余地が貴社にあることから、総投資資本は協力枠組契約期間中の貴社の事業運営に対する過度なキャッシュフロー圧力とは

ならないでしょう。よって、当社は貴社の財務状況が総投資資本金額の資金確保の支えになることができると考えます。

上記に基づき、当社は、協力枠組契約が通常の商取引条件に基づき、公正かつ合理的であり、貴社および貴社株主全体の利益に適うと考えます。

推奨内容

上述の主要な要因を考慮しましての当社の見解では、i)補足証書および補足証書で企図する修正案ならびに ii)協力枠組契約および年間上限金額案は貴社の通常の事業過程に行われるものではなく、また、補足証書および協力枠組契約の内容は通常の商取引条件に基づき、公正かつ合理的であり、貴社および貴社株主全体の利益に適います。よって、当社は、補足証書および協力枠組契約承認のための臨時株主総会に上程される特別議案に賛成票を投ずることを独立株主に助言することを独立取締役委員会に推奨し、また、かかる賛成票を投ずることを独立株主に助言致します。

オクタル・キャピタル・リミテッド

を代表して

アラン・ファング ルイス・チャン
マネージング・ディ ディレクター
レクター

注: アラン・ファング氏は、2003 年から第 1 種（証券取引）および第 6 種（コーポレートファイナンス助言）規制業務についての担当役員を務めております。ファング氏はコーポレートファイナンスと投資銀行の 24 年を超える経験を持ち、香港上場企業の M&A、関連当事者取引および企業買収コードの順守が必要になる取引について様々なアドバイザリートランザクションに最後まで関与しました。ルイス・チャン氏は 2008 年から第 1 種（証券取引）および第 6 種（コーポレートファイナンス助言）規制業務についての担当役員を務めております。チャン氏はコーポレートファイナンスと投資銀行の 16 年を超える経験を持ち、香港上場企業の M&A、関連当事者取引および企業買収コードの順守が必要になる取引について様々なアドバイザリートランザクションに最後まで関与しました。

附属書類I 当社グループの財務情報

1. 当社グループの過去3年の財務情報

当社は本招集通知に損益、財務記録および財政状態に関する過去3年間の情報を比較表形式で記載するとともに、当社グループの直近の会計年度の監査済み貸借対照表を、注記とともに記載することを求められております。

2016年、2017年および2018年の3月31日に終了した各年度の通期の当社グループの監査済連結財務諸表および2018年9月30日に終了した半期の当社グループのレビュー済連結財務諸表は、それぞれ、当社のウェブサイト（<http://www.dyjh.co.jp/>）と香港証券取引所のウェブサイト（www.hkexnews.hk）に掲載されている下記の資料に記載されています：

- 2016年5月30日に公表された2016年3月期のアニュアルレポート（70頁から154頁）
<http://www.hkexnews.hk/listedco/listconews/SEHK/2016/0530/LTN20160530249.pdf>
- 2017年5月29日に公表された2017年3月期のアニュアルレポート（82頁から159頁）
<http://www.hkexnews.hk/listedco/listconews/SEHK/2017/0529/LTN20170529245.pdf>
- 2018年5月29日に公表された2018年3月期のアニュアルレポート（66頁から140頁）
<http://www.hkexnews.hk/listedco/listconews/SEHK/2018/0529/LTN20180529279.pdf>
- 2018年11月27日に公表された2019年3月期の半期のインテリムレポートレポート（31頁から49頁）

2. 当社グループの負債

負債

本負債表を作成するに際して情報を最終確認した2018年9月30日（最終確認日）の営業時間終了時における当社グループの総負債は下記のとおりです。

借入金 及びファイナンス・リース債務

当社グループは、2018年9月30日現在で5,598百万円（386百万香港ドル）の債務残高を有していました。以下の表は、2018年9月30日現在の当社グループの未払い債務残高の内訳表です。

	注	合計 日本円 (百万円)
銀行借入金		
短期借入金 (流動負債)	(1)	4,370
長期借入金 (固定負債)	(1)	786
小合計	(1)	5,156
ファイナンス・リース債務		
短期ファイナンス・リース債務 (流動負債)	(2)	204
長期ファイナンス・リース債務 (固定負債)	(2)	238
小合計	(2)	442
合計		5,598

2018 年 9 月 30 日現在の銀行借入金については以下の担保を提供しております。

	注	合計 日本円 (百万円)
有形固定資産	(1)	2,931
合計	(1)	2,931

注:

- (1) 2018 年 9 月 30 日（最終確認日）の営業時間終了時点で、当社グループの短期借入金および長期借入金の残高は、それぞれ 4,370 百万円（302 百万香港ドル）、786 百万円（54 百万香港ドル）です。銀行借入金は、2018 年 9 月 30 日現在、有形固定資産により担保されています。
- (2) 2018 年 9 月 30 日（最終確認日）の営業時間終了時点で、当社グループの短期ファイナンス・リース債務および長期ファイナンス・リース債務の残高は、それぞれ 204 百万円（14 百万香港ドル）、238 百万円（16 百万香港ドル）です。ファイナンス・リース債務は、2018 年 9 月 30 日現在、無担保です。

偶発債務

最終確認日の営業時間終了時点で、当社グループは重要な偶発債務を有していません。

上記に開示されているもの および グループ内債務を除いて、当社グループには、2018 年 9 月 30 日時点で、負債性証券、期限付借入金、および銀行の当座貸越、（通常の商業手形以外の）支払手形債務、引受信用状、割賦購入契約を含むその他の借入金的性格の債務、抵当権、偶発債務または保証債務はありません。

外貨建金額は、最終確認日の為替レートで香港ドルに換算されています。

取締役は、最終確認日の営業終了時以降の期間、当社グループの債務または偶発債務の重要

な変動を認識していません。

3. 影響

協力枠組契約で計画する取引（以下「**計画中の取引**」といいます）でリースされた航空機（以下「**リースした航空機**」といいます）は当社グループの固定資産として計上され、計画中の取引によるリース債務の元本は、当社グループの長期債務として計上されます。

当社グループは、航空機の購入に関する代金を、運転資本、商業銀行からの銀行借入金および当社グループが利用可能なその他の資金調達源を通じて調達することができます。当社は今後 12 ヶ月に新株発行による資金調達を行う計画はありません。

計画中の取引に商業銀行からの借入金をあてることにより、当社グループの負債-資本比率が上昇する可能性があります。しかし、当社グループの運転資本とキャッシュフロー創出能力からすると、当社グループのキャッシュフローポジションまたは事業運営に重大な影響を及ぼすことはないと考えています。

したがって、計画中の取引は、当社グループに直ちに財務的負担を加えるものではなく、当社グループの利益および純資産に重大な影響を及ぼすとは考えられません。

4. 運転資本

取締役は、慎重な調査の結果、内部留保の金額および利用可能な銀行借入枠を含む当社グループが利用可能な財源を考慮した上で、当社グループが、現時点の資金需要に対する十分な運転資本を有し、本招集通知の発行日から少なくとも 12 ヶ月間は、十分な運転資本を有するという意見です。

5. 当社グループの財務・取引上の見通し

2018 年 3 月期の当社のアニュアルレポートで明らかにされておりますように、パチンコホール業界は高貸玉店舗での客数減による引き続き厳しい経営環境に直面しております。他方、高貸玉店舗の営業収入が 2018 年 3 月期の営業収入総額の過半数を占めております。さらに、2018 年の初めに、日本の政府は、ギャンブル依存症対策としてパチンコ機の最大当たり 1 回あたりの最大出玉数を減少させる等のパチンコ遊技機の規則改正を行いました。

このような経営環境の下、当社グループでは、遊技機の購入費用を中心に、ローコスト経営の推進に努めており、収益力向上に引き続き取り組んでおります。他方で、当社グループの長期にわたる成長を支援していくためには、パチンコ事業を継続していく一方で、新規事業に乗り出す必要があると当社グループは考えております。当社はパチンコを「誰もが気軽に楽しめる日常の娯楽」とすることを目指し、その実現に向け顧客視点に基づいた店舗づくりと営業施策ならびに経費削減を実施しており、低貸玉店舗を中心にした出店による業界シェア拡大に継続して取り組んでいます。従ってパチンコホール事業ならびにその他の既存事業については、これまで同様に維持するものであり、縮小あるいは処分等は考えていません。

他方、当社グループは、既存のパチンコホール事業を継続する一方で、当社グループの長期的な発展のためには新規事業の発掘が必要であると考えております。

航空機リース業が毎年大きく発展しており、グローバル市場に潤沢な流動性資産が存在することから、航空機リース事業が隆盛しており今後 20 年間安定したペースで成長を続けると当社グループは考えております。

当社は、SAC航空機リースメンバーの支援と協力を得ながら、アイルランドおよび香港で事業を立ち上げ、自国/地域の航空機リース事業振興のために両地域で採用する会計・税務上の制度を利用することを計画しております。航空機リース事業の世界のリーダー国であるアイルランドでは、低い法人税率を採用しております。さらに、2017年7月に採択された新たな航空機リース制度の導入により、香港の税制適格航空機リース事業者および税制適格航空機リース管理事業者は軽減税率を認められています。また、税制適格航空機リース事業者および税制適格航空機リース管理事業者が税制適格事業から得た利益は8.25%で課税されます。これは、香港の法人税率の半分です。

パチンコホール事業の収益に航空機リース事業の将来収益を加算することにより、当社グループの企業価値が向上すると確信しております。

当社は招集通知に開示したものを除き、今後 12 ヶ月中に何らかの買収を行う計画はありません。

6. 重大な不利な変化

最終確認日において、取締役は、当社グループの最新の公表された監査済財務諸表が作成された日である、2018 年 3 月 31 日以降の当社グループの財務または取引の状態に、重大な不利な変化を認識していません。

附属書類II 一般情報

責任に関する記述

本招集通知は、当社取締役が個々にかつ全体として全責任を引き受けるものですが、当社グループに関する情報提供のために上場規則にのっとりた内容が含まれております。当社取締役は、あらゆる合理的な照会を行い、その知りうる限りにおいて、本招集通知に含まれる情報があらゆる重要な点において正確かつ完全であり、誤解を招いたり虚偽的なものではなく、それが記載されないことによって、本書中の記載事項や本招集通知に誤解を招くものにするような事項がないことを確認致します。

保有株式の開示

(a) 当社取締役および代表執行役の保有する当社株式

最終確認日時点で当社取締役及び代表執行役が保有する、当社又は当社の関係会社（証券先物条例第 15 編に定める意味を有する）の株式、原株及び社債に対する持分及びショートポジションのうち、香港証券先物条例第 15 編の第 7 及び第 8 部にに基づき当社及び香港証券取引所に通知が必要である（当社取締役および代表執行役が当該香港証券先物条例の規定に基づき保有するとみなされる持分及びショートポジションを含みます）か、香港証券先物条例第 352 条に基づき同条が言及する名簿に記録が必要であって実際に記録されているか、又は、当社が採用する上場会社の取締役の証券取引に関するモデルコード（以下「モデルコード」といいます）に基づき当社及び証券取引所へ通知が必要であったものは、以下のとおりです。

当社株式および当社株式の原株に対するロングポジション

名前	持分の性質	当社株式数 ⁽¹⁾	当社の持分比率 ⁽²⁾
佐藤洋治氏	支配企業の持分 ⁽³⁾	273,632,560	58.96%
	配偶者の持分 ⁽³⁾	760	
	その他 ⁽⁴⁾	<u>177,971,800</u>	
		451,605,120	
佐藤公平氏	受益者 ⁽⁵⁾	55,139,680	58.96%
	その他 ⁽⁴⁾	<u>396,465,440</u>	
		451,605,120	
藤本達司氏	受益者	209,300	0.027%
高野一郎氏	受益者	20,000	0.003%
牛島憲明氏	受益者	414,000	0.054%

注記：

(1) 記載された全ての持分はロングポジション（買い持ち）です。

(2) 最終確認日の発行済株式数は 765,985,896 株です。

- (3) 当社株式 273,632,560 株のうち、佐藤洋治氏がその全株式を保有して支配する SAC が 177,822,560 株を保有している。リッチオは、残りの 95,810,000 株を保有しており、リッチオの 79.45%は SAC が、4.82%は佐藤洋治氏が、15.73%は佐藤洋治氏がその全株式を保有する株式会社ワンアジア財団（香港）が保有している。したがって、佐藤洋治氏は、SAC とリッチオを直接又は間接に支配しており、SAC 及びリッチオが保有する当社の株式持分は、香港証券先物条例下で佐藤洋治氏の株式持分であるとみなされます。佐藤洋治氏の妻、佐藤恵子氏は当社株式 760 株を受益的に所有しており、当該株式持分は香港証券先物条例下で佐藤洋治氏の株式持分とみなされます。
- (4) 佐藤恵子氏（佐藤洋治氏の妻）、西脇八重子氏（佐藤洋治氏の姉）、佐藤政洋氏（佐藤洋治氏の弟）、佐藤茂洋氏（佐藤洋治氏の弟）および佐藤公平氏（佐藤洋治氏の弟）（以下併せて「佐藤一族」といいます）の各々は、当社株式の 30%以上を取得又は統合するために佐藤洋治氏、SAC 及びリッチオと協同して行為する者であるとともに相互に協同して行為する者であり、それゆえ、佐藤洋治氏又は他の佐藤一族が保有する当社株式を保有するとみなされ、他方、佐藤洋治氏は佐藤一族が保有する当社株式について保有するとみなされます。
- (5) 佐藤一族の一人である佐藤公平氏は、2017 年 6 月 22 日に取締役役に再任され、代表執行役を兼務しております。佐藤公平氏は 55,139,680 株の当社株式を受益的に所有しております。

上記を除き、最終確認日において、当社取締役も代表執行役も、当社又は当社の関係会社（証券先物条例第 15 編に定める意味を有する）の株式、原株及び社債に対する持分及びショートポジションのうち、香港証券先物条例第 15 編の第 7 及び第 8 部にに基づき当社及び香港証券取引所に通知が必要である（当社取締役および代表執行役が当該香港証券先物条例の規定に基づき保有するとみなされる持分及びショートポジションを含みます）か、香港証券先物条例第 352 条に基づき同条が言及する名簿に記録が必要であって実際に記録されているか、又は、モデルコードに基づき当社及び証券取引所へ通知が必要であったものを保有してはおりません。

(b) 主要株主

当社取締役または代表執行役の知る限り、最終確認日において、香港証券先物条例第 15 編第 2 及び第 3 部の規定に基づき当社に開示しなければならないか、又は、香港証券先物条例第 336 条に基づき当社が備置しなければならない名簿に記録されている、当社の株式又は原株に対する持分又はショートポジションを保有している会社および人は以下のとおりです。

当社株式および当社株式の原株に対するロングポジション

氏名又は名称	持分の性質	保有株式数 ⁽¹⁾	保有比率 ⁽²⁾
S A C	受益者 ⁽³⁾	177,822,560	35.723%
	支配企業の持分 ⁽³⁾	<u>95,810,000</u>	
		273,632,560	
リッチオ	受益者 ⁽³⁾	95,810,000	12.508%
ワンアジア財団	受益者	80,000,000	10.444%
佐藤恵子氏	受益者	760	58.96%
	配偶者の持分 ⁽⁴⁾	273,632,560	
	その他 ⁽⁵⁾	<u>177,971,800</u>	
		451,605,120	

佐藤政洋氏	受益者	37,559,680	
	その他 ⁽⁵⁾	<u>414,045,440</u>	
		451,605,120	58.96%
佐藤茂洋氏	受益者	44,375,680	
	その他 ⁽⁵⁾	<u>407,229,440</u>	
		451,605,120	58.96%
西脇八重子氏	受益者	22,979,576	
	支配企業の持分	<u>17,917,184</u>	
	その他 ⁽⁵⁾	<u>410,708,360</u>	
		451,605,120	58.96%

注記：

- (1) 記載された全ての持分はロングポジション（買い持ち）です。
- (2) 最終確認日の発行済株式数は 765,985,896 株です。
- (3) 本招集通知 II-2 頁の注記 3 をみてください。
- (4) 佐藤洋治氏は佐藤恵子氏の夫であり、香港証券先物条例に基づき、佐藤恵子氏は佐藤洋治氏の保有する当社株式について保有するとみなされます。
- (5) 本招集通知 II-2 頁の注記 4 をみてください。

上記を除き、当社取締役または代表執行役の知る限り、最終確認日において、他に（当社取締役及び代表執行役以外の者）、香港証券先物条例第 15 編第 2 及び第 3 部の規定に基づき当社に開示しなければならないか、又は、香港証券先物条例第 336 条に基づき当社が備置しなければならない名簿に記録されている、当社の株式又は原株に対する持分又はショートポジションを保有している者はありません。

本招集通知で開示されているものを除き、最終確認日において、香港証券先物条例第 15 編第 2 部及び第 3 部の規定に基づき開示しなければならない当社株式および原株持分を保有する会社の取締役または従業員であった取締役または取締役候補者（もしあれば）は一人もおりません。

取締役の委任契約

いかなる当社取締役も、当社との間に、当社が金銭賠償（法定の補償を除く）を支払わずに 1 年以内に契約を解除することができない委任契約を締結してはおりません。

取締役の資産/契約等への利害

資産に対する利害

最終確認日において、いずれの取締役も、2018 年 3 月 31 日（最新の公表・監査済み連結財務諸表の対象事業年度末日）以降に当社グループが取得、処分若しくは賃借した資産または当社グループが取得、処分若しくは賃借を計画する資産に対して直接または間接の利害を有してはおりません。

契約に対する利害

2018年9月26日、誓約者は当社と補足証書を締結しました。佐藤洋治氏（当社の非業務執行取締役）は、SACの取締役です。佐藤公平氏（当社の取締役兼取締役会議長）は、佐藤一族の一員です。佐藤洋治氏および佐藤公平氏はともに補足証書の誓約者であり、補足証書に重大な利害を有するとみなされるため、補足証書および補足証書で予定する修正案の承認のために開催された取締役会で当該議案の議決権行使を棄権しました。

2018年9月26日、当社およびSAC航空機リースメンバーは、協力枠組契約を締結しました。佐藤洋治氏（当社の非業務執行取締役）はSACの取締役であるとともに過半数保有株主です。佐藤公平氏（当社の取締役兼取締役会議長）は佐藤一族の一員です。両者とも協力枠組契約に重大な利害を有するとみなされます。そのため、同氏は協力枠組契約の承認のために開催された取締役会で当該議案の議決権行使を棄権しました。上記を除き、協力枠組契約に重大な利害を有する取締役はおりません。

最終確認日現在において、上記を除き、本招集通知作成日に存続している契約や取決のうち当社グループの事業にとって重大なものについて重大な利害を有する取締役は、おりません。

競業事業に対する取締役の利害

2018年9月26日、誓約者は当社と補足証書を締結しました。補足証書により、SAC（SAC航空機リースメンバーと共に）は協力枠組契約にのっとりSAC航空機リースメンバーおよびそれぞれの関連者（当社グループ会社を除く）が行う活動や事業の実施が許容されます。佐藤洋治氏（当社の非業務執行取締役）は、SACの取締役であるとともに過半数保有株主です。佐藤公平氏（当社の取締役兼取締役会議長）は佐藤一族の一員です。両者とも協力枠組契約に重大な利害を有するとみなされます。

上記を除き、最終確認日時点において、当社グループの事業と直接間接に競業し、または、競業する可能性の高い事業（当社グループの事業を除く）に利害を持つ取締役はおらず、取締役の知る限り、かかる利害をもつ取締役の密接関連者もおりません（それぞれが支配株主であったら上場規則8.10によって開示を義務付けるような利害）。

訴訟

本招集通知で開示されているものを除けば、最終確認日時点において、当社も当社子会社も重大な訴訟や仲裁を行ってはおらず、また、取締役は、当社または当社子会社を原告または被告となって係属中であるか、または、係属する恐れのある重大な訴訟や請求を認識してはおりません。

専門家の資格および同意

本招集通知で言及する専門家、または、本招集通知中に含まれる意見・助言を提供した専門家の資格は以下のとおりです。

名称	資格
オクタル・キャピタル・リミテッド	香港証券先物条例に基づき第1種規制事業（証券取引）および第6種規制事業（コーポレートファイナンス助言）を行う認可企業

オクタル・キャピタルは、その意見書が含まれた本招集通知の発出（意見書の形式や意見書が含まれる文脈を含む）について同意書を提出しており、その同意を撤回してはおりません。

最終確認日時点で、オクタル・キャピタルは、2018年3月31日（最新の公表・監査済み連結財務諸表の対象事業年度末日）以降に当社グループが取得、処分若しくは賃借した資産または当社グループが取得、処分若しくは賃借を計画する資産に対して直接または間接の利害を有してはおりませんでした。

最終確認日時点で、オクタル・キャピタルは、当社グループ会社の株式に対する受益的な権益を有してはならず、また、当社グループ会社の証券を引き受けたり当該証券を引き受けることのできる者を指名できる権利（法的に執行可能かどうかを問わない）も有してはおりませんでした。

重要な契約

公表文作成日前 2 年間および最終確認日までの間に当社グループ会社が締結した重大な契約のうち、当社グループの通常の事業過程で締結されたものではなく、かつ、重要であるか重要である可能性のあるものは、以下のとおりです。

1. 2018年9月26日、誓約者は当社と補足証書を締結しました。
2. 2018年9月26日、当社とSAC航空機リースメンバーは協力枠組契約を締結しました。なお、協力枠組契約は11月21日に締結された補足合意書によって修正されました。

閲覧可能な書類

以下の書類の写しは、本招集通知作成日より 14 日間、祝日を除く平日に Unit A1, 32nd Floor, United Centre, 95 Queensway, Admiralty, Hong Kong で閲覧することができます。

- (1) 当社の定款
- (2) 当社の 2016、2017 および 2018 年度のアニュアルレポートならびに 2018 年度のインテリムレポート
- (3) 本招集通知
- (4) 独立取締役会意見書。その全文は、本招集通知の 22 頁に記載されています

- (5) オクタル・キャピタルが独立取締役委員会および独立株主の皆様宛に発出した 2018 年 11 月 28 日付けの意見書。その全文は、本招集通知の 23 頁から 34 頁までに記載されています
- (6) 本附属書類で言及したオクタル・キャピタルの同意書
- (7) 原証書
- (8) 補足証書
- (9) 協力枠組契約

その他

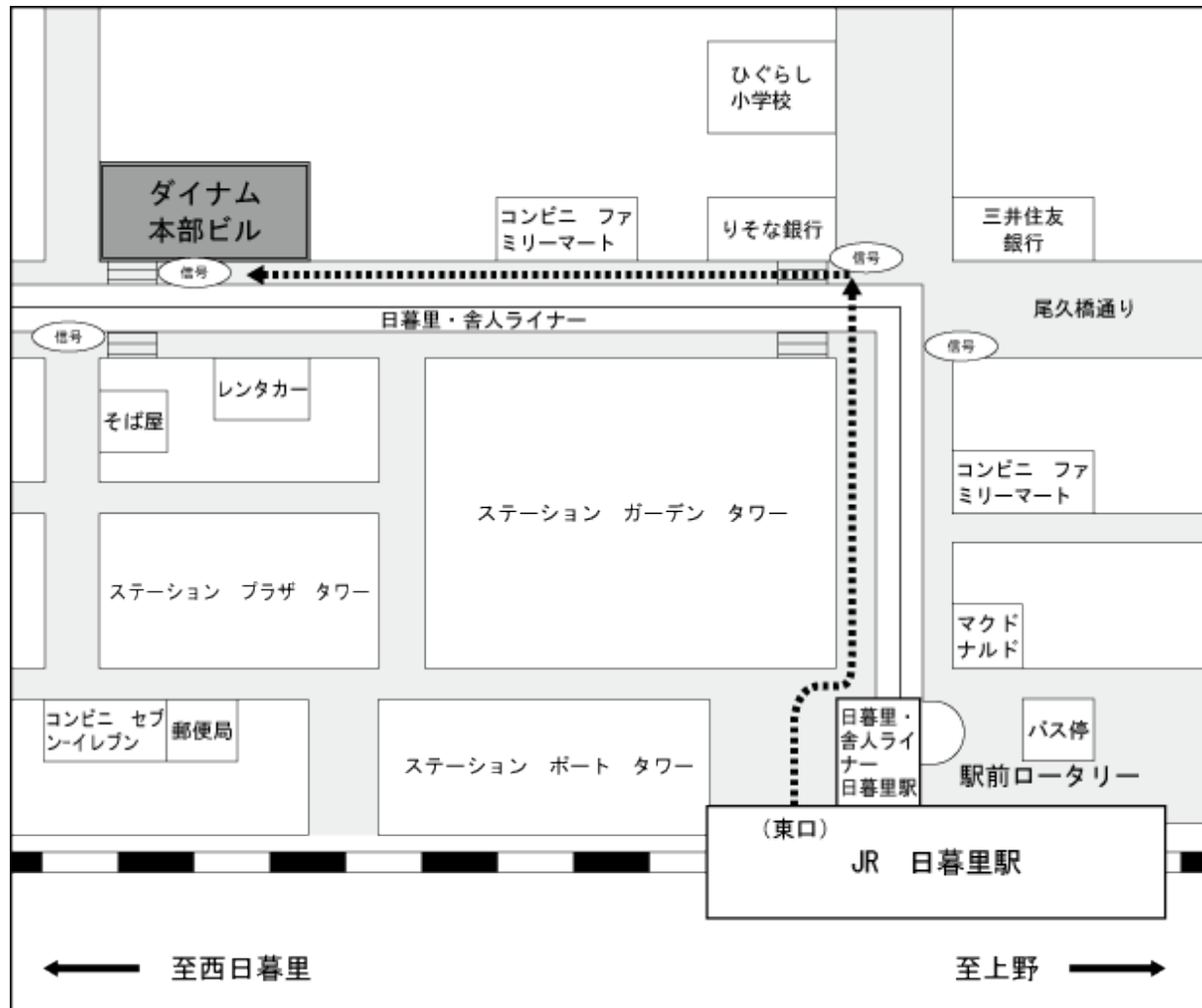
- (1) 当社は、共同カンパニーセクレタリーの一人として TMF Hong Kong Limited のディレクター CHU Wai Ha 氏を起用しております。もう一人のカンパニーセクレタリーは原澤則夫氏で当社が 2014 年 6 月 26 日に選任しました。原澤氏は 1989 年 3 月に慶応大学を卒業して法学士の学位を取得しました。同氏は日本公認会計士協会の会員です。
- (2) 当社の登記事務所の所在地は、〒116-0013 日本国東京都荒川区西日暮里 2-25-1-702 です。香港の主たる事業所の所在地は、Unit A1, 32nd Floor, United Centre 95 Queensway, Admiralty, Hong Kong です。
- (3) 当社の株主名簿管理人はコンピュータシェア・ホンコン・インベスター・サービスズ・リミテッド（所在地：Shops 1712-1716 17th Floor, Hopewell Centre 183 Queen's Road East Wanchai Hong Kong）です。

附属書類III 臨時株主総会会場ご案内図

会場 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社ダイナム本部ビル

電話 03-5850-3660

交通 JR 山手線・京浜東北線・常磐線「日暮里駅」



This page is intentionally left blank